

令和 8 年第 1 回定例会
(1 日目)

津 別 町 議 会 会 議 録

令和 8 年第 1 回 津別町議会定例会会議録

招集通知 令和 8 年 2 月 26 日

場 所 津別町議会議事堂

開会日時 令和 8 年 3 月 4 日 午前 10 時 00 分

延会日時 令和 8 年 3 月 4 日 午後 2 時 47 分

議 長 鹿 中 順 一

副 議 長 渡 邊 直 樹

議員の応招、出席状況

議席 番号	氏 名	応 招 不応招	出席 状況	議席 番号	氏 名	応 招 不応招	出席 状況
1	巴 光 政	○	○	6	佐 藤 久 哉	○	○
2	篠 原 眞稚子	○	○	7	高 橋 剛	○	○
3	細 川 博 行	○	○	8	小 林 教 行	○	○
4	山 内 彬	○	○	9	渡 邊 直 樹	○	○
5	山 田 英 孝	○	○	10	鹿 中 順 一	○	○

地方自治法第 121 条第 1 項の規定により説明のため出席した者の職氏名

(イ) 執行機関の長等

職 名	氏 名	出 欠	職 名	氏 名	出 欠
町 長	佐 藤 多 一	○	監 査 委 員	藤 村 勝	○
教 育 長	近 野 幸 彦	○	選挙管理委員会委員長		
農業委員会委員長					

(ロ) 委任又は嘱託

職 名	氏 名	出 欠	職 名	氏 名	出 欠
副 町 長	伊 藤 泰 広	○	生涯学習課長	谷 口 正 樹	○
総 務 課 長	森 井 研 児	○	生涯学習課長補佐	坂 井 隆 介	○
総 務 課 長 補 佐	高 橋 洋 行	○	監査委員事務局長	斉 藤 尚 幸	○
住 民 企 画 課 長	迫 田 久	○	監査委員事務局次長	松 木 紀 幸	○
住民企画課参事	加 藤 端 陽				
税 務 財 政 課 長	菅 原 文 人	○			
税務財政課長補佐	小 西 美 和 子	○			
保 健 福 祉 課 長	仁 部 真 由 美	○			
保健福祉課長補佐	兼 平 昌 明	○			
保健福祉課主幹	向 平 亮 子	○			
保健福祉課主幹	丸 尾 美 佐	○			
産 業 振 興 課 長	石 川 勝 己	○			
産業振興課長補佐	渡 辺 新	○			
建 設 課 長	中 橋 正 典	○			
建設課長補佐	土 田 直 美	○			
会 計 管 理 者	丸 尾 達 也	○			
庶 務 係 長	成 田 ゆ か り	○			

会議の事務に従事した者の職氏名

職 名	氏 名	出 欠	職 名	氏 名	出 欠
事 務 局 長	斉 藤 尚 幸	○	総 務 係	松 嶋 祥 己	○
総 務 係 長	寺 田 好	○			

会 議 に 付 し た 事 件

日程	区分	番号	件 名	顛 末
1			会議録署名議員の指名	5 番 山田 英孝 6 番 佐藤 久哉
2			会期の決定	自 3 月 4 日 20 日間 至 3 月 23 日
3			諸般の報告	
4			町政方針	
5			教育行政方針	
6			行政報告	
7	同意	1	オホーツク町村公平委員会委員の選任について	
8	〃	2	津別町農業委員会委員の選任について	
9	承認	1	専決処分の承認を求めることについて (令和 7 年度津別町一般会計補正予算 (第 6 号) について)	
10	〃	2	専決処分の承認を求めることについて (令和 7 年度津別町一般会計補正予算 (第 7 号) について)	
11	議案	1	津別町特定乳児等通園支援事業の運営に 関する基準を定める条例の制定について	
12	〃	2	津別町議会議員及び津別町長の選挙にお ける選挙運動の公費負担に関する条例の 一部を改正する条例の制定について	
13	〃	3	津別町職員の給与に関する条例の一部を 改正する条例の制定について	
14	〃	4	津別町会計年度任用職員の給与及び費用 弁償に関する条例の一部を改正する条例 の制定について	
15	〃	5	津別町営住宅の設置及び管理に関する条 例の一部を改正する条例の制定について	

日程	区分	番号	件名	顛末
16	議案	6	津別町特定公共賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について	
17	〃	7	津別町起業等振興促進条例の一部を改正する条例の制定について	
18	〃	8	津別町公の施設に係る指定管理者の指定について（津別 21 世紀の森キャンプ場）	
19	〃	9	津別町公の施設に係る指定管理者の指定について（つべつグレステンスキー場）	
20	〃	10	津別町過疎地域持続的発展市町村計画の策定について	
21	〃	11	令和 7 年度津別町一般会計補正予算（第 8 号）について	
22	〃	12	令和 7 年度津別町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）について	
23	〃	13	令和 7 年度津別町介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号）について	
24	〃	14	令和 7 年度津別町簡易水道事業会計補正予算（第 5 号）について	
25	〃	15	令和 7 年度津別町下水道事業会計補正予算（第 5 号）について	
26	〃	16	令和 8 年度津別町一般会計予算について	
27	〃	17	令和 8 年度津別町国民健康保険事業特別会計予算について	
28	〃	18	令和 8 年度津別町後期高齢者医療事業特別会計予算について	
29	〃	19	令和 8 年度津別町介護保険事業特別会計予算について	
30	〃	20	令和 8 年度津別町簡易水道事業会計予算について	

(午前 10 時 00 分)

◎開会の宣告

○議長（鹿中順一君） おはようございます。

ただいまの出席議員は全員であります。

ただいまより、令和 8 年第 1 回津別町議会定例会を開会します。

◎開議の宣告

○議長（鹿中順一君） これから本日の会議を開きます。

本日の会議に付する議案は、お手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（鹿中順一君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 125 条の規定により、議長において

5 番 山 田 英 孝 君 6 番 佐 藤 久 哉 君

の両名を指名します。

◎会期の決定

○議長（鹿中順一君） 日程第 2、会期の決定を議題とします。

議会運営委員会委員長より、会期について報告の申し出がありますので、これを許します。

1 番、巴委員長、登壇願います。

○1 番（巴 光政君） 〔登壇〕 ただいま上程されました会期について、議長より指名を受けましたので、議会運営委員会における協議の結果について報告します。

3 月 2 日の議会運営委員会において、本件について協議を行いました。

本定例会における議案の件数は、同意案 2 件、承認案 2 件、条例案 7 件、単行議案 3 件、補正予算案 5 件、新年度予算案 6 件、報告 2 件、計 27 件の内容であります、これに要する会期について、当委員会で検討した結果、お手元に配付しました会期予定表のとおり、第 1 回定例会の会期は 3 月 4 日から 3 月 23 日までの 20 日間と定めま

した。

議員各位におかれましては、議会運営に特段のご協力をお願い申し上げ、委員会としての報告といたします。

○議長（鹿中順一君） お諮りします。

ただいま、議会運営委員会委員長より報告がありましたとおり、本定例会の会期は、本日から３月２３日までの２０日間にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は、本日から３月２３日までの２０日間に決定しました。

◎諸般の報告

○議長（鹿中順一君） 日程第３、諸般の報告を行います。

事務局長に報告させます。

○事務局長（斉藤尚幸君） 諸般の報告を申し上げます。

本日の議事日程については、お手元に配付してあります日程表のとおりであります。

本定例会に説明のため出席する者の職、氏名は一覧表としてお手元に配付しているとおりであります。職務の都合により一部に異動がある場合がありますことをご了承願います。

前議会から本日までの議会の動向につきましては、お手元に配付している報告書のとおりであります。

以上でございます。

○議長（鹿中順一君） これで諸般の報告を終わります。

◎町政方針

○議長（鹿中順一君） 日程第４、町政方針を行います。

町長から、町政方針に関して発言の申し出がありますので、これを許します。

町長。

○町長（佐藤多一君）　〔登壇〕　おはようございます。

それでは、令和８年度の町政方針を述べさせていただきます。

１　はじめに

本日ここに令和８年度予算のご審議をいただく、第１回津別町議会定例会の開会にあたり、町政執行に対する所信を述べさせていただき、町議会ならびに町民の皆さまのご理解とご協力をお願い申し上げる次第であります。

基本的姿勢といたしまして「第６次総合計画」が描く、未来の町の姿に到達できるよう着実に町政を推進することとし、前回の町長選挙で掲げさせていただきました四つの公約の仕上げに向けて、一つ一つなすべきことをなしてまいる所存であります。

２　公約の推進

公約の一つ目の「町民の皆さんと協働のまちづくり」についてですが、「まちづくり基本条例」の制定に向け、策定委員会での議論を深め、町民との懇談の場を設けながら、令和８年度中の施行を目指してまいります。

二つ目の「少子化・高齢化社会のまちづくり」についてですが、まずは少子化対策として、学校給食につきましては、令和７年度のふるさと納税寄附額が目標額を達成したことから、小・中学校および津別高校における完全無償化を実施してまいります。また、子どもたちの遊び場である公園における遊具の整備について、具体的な案を示していきたいと考えています。高齢者に対しては「熱中症対策エアコン等購入費助成事業」の実施や、バス無料乗車券のＩＣカード化と利用回数の制限を撤廃する「バス無料乗車券ＩＣカード化推進事業」を進めてまいります。

三つ目の「地域経済活性化のまちづくり」についてですが、移住定住の促進や農家戸数の確保のため、引き続き起業等振興促進事業、農業新規参入者誘致事業を推進するとともに、町営住宅等の利用制限の見直しにより、住居の確保を図ってまいります。また、観光施策として、旅行者の拡大と町の知名度向上のために、上里地区の一部を阿寒摩周国立公園へ編入する要望に対し、実現される見込みとなりましたので、さらなる観光施策の展開を行ってまいります。ふるさと納税に関しましては、目標として

いた1億円を突破しましたが、まちづくり会社とともに効果的なPRや返礼品の拡大と確保により、昨年度以上の寄附額を目指してまいります。また、北海道と首都圏をつなぐハブとなる施設「EZOHUB TOKYO」を拠点とし、津別町の持てる資源を首都圏の企業等に継続してプロモーションすることで、企業との関係構築を進めてまいります。本取り組みにより、企業との交流や誘致、人材交流、企業版ふるさと納税などの施策を推進してまいります。

四つ目の「中心市街地活性化のまちづくり」についてですが、コミュニティゾーンの整備が完了し、これらの施設を指定管理者を中心とした運営協議会とともに有効活用を進めてまいります。まちなか再生事業基本計画につきましては、令和7年度に実施した住民懇談会での意見も踏まえ、残るゾーン整備について、優先順位と必要性を改めて整理してまいります。

3 地域振興

人づくりの推進につきましては、人づくり・まちづくり活動支援事業により、引き続き町民および団体の自主的活動を支援してまいります。また北海道大学公共政策大学院の学生を中心とした課外活動団体HALCCと津別高校との高大連携事業につきましては、これまでの成果を踏まえながら継続してまいります。加えて、大学生らの独自の取り組みに対し、引き続き伴走支援をしながら人材育成を行ってまいります。

花のまちの推進につきましては、町民や来町者への快適な生活環境や豊かな景観を生み出すためにも、公共施設や主要道路沿いなどでの花のある街並みの在り方について、花のまち推進協議会やフラワーマスター連絡協議会等と検討してまいります。

指定管理制度により運営している各施設のうち「ランプの宿森つべつ」は、サウナの改修により日帰り入浴者が増加し、また新型コロナウイルス感染症の影響が減少するに従い、インバウンド観光客も増加している状況にありますが、資源高や為替市場の円安等に伴う物価高などの影響が続く中、さらなる利用拡大が図られるよう支援を行ってまいります。また、体験交流施設は、指定管理者を変更し、昨年6月に再スタートしましたが、それ以降、利用客が順調に増加し、好評を得ているところです。ネイチャーセンターにつきましては、隣接する「ランプの宿森つべつ」と連携したアク

ディビティの充実による魅力づくりへの支援とともに、インバウンド需要の回復と国内需要の掘り起こしのためのPRを行ってまいります。相生総合交流ターミナルにつきましては、本年4月より新たな指定管理者となりますが、トイレ等施設改修を進めるとともに、新しいコンセプトによる集客拡大に期待するところです。

観光行政全般といたしましては、町内に点在する観光スポットのさらなる知名度向上と、施設の新たな活用方法の検討に加え、エコツーリズム事業の推進とともに、魅力ある施設の活用方法を準備してまいります。また、観光協会に対しましては、各種イベントなどでの主体性の発揮と新たな観光振興策の展開を図るため、運営基盤の安定に向けた支援と協力を行ってまいります。

また、現在町が要望している上里地区の阿寒摩周国立公園の編入を見据え、津別峠の雲海や星空、美幌峠を経由し藻琴山山麓につながる屈斜路カルデラトレイル、クリンソウ群生地など上里地区の自然環境の観光資源としての有効利用と保全の両立について検討を続けてまいります。

姉妹都市の南アルプス市、友好都市の台湾彰化県二水郷、そして船橋市との交流につきましては、今後とも行政・団体・子どもたちを含む町民など、さまざまな層とのつながりを深め交流の輪を広げてまいります。なお、二水郷中学生との相互交流事業につきましては、本年度は本町中学生が二水郷を訪問することとしております。本町の応援団である東京つべつ会につきましては、総会の開催による会員同士の交流と会員の実態を把握するとともに、役員の方々とも相談しながら新たな会員の拡大と運営内容の充実を図ってまいります。また、本町の鉄道列車を通して交流が始まりました東京都清瀬市をフレンドリータウンとして新たな交流を進めてまいります。

移住、定住対策につきましては、津別に興味を持つ方にとって最初の相談窓口となっている移住・定住サポートデスクにより、引き続き利用者に寄り添った相談対応と情報提供を行い、移住に向けた不安の解消と円滑な手続きを支援してまいります。また、移住者向け総合サイト「チャレンジ・ツベツ」をはじめとする各情報サイトにおいては、住まい、仕事、子育て、暮らし等の情報を利用者視点でわかりやすく整理し、内容の更新と発信力の強化を図り、必要な情報を届けられるようサービスの充実に努めてまいります。

北見地域定住自立圏形成協定による取り組みにつきましては、「ビジョン構想」に基づき、引き続き圏域の1市4町が連携協力し、相互の役割分担のもと、生活機能の確保や地域住民の利便性の向上に向け、各分野において取り組みの進捗と効果を確認しながら、圏域全体の活性化につながる事業を着実に推進してまいります。

4 行政改革と機構改革

行政改革につきましては、「津別町行政改革推進計画」に基づき、今後も行政改革推進本部において各取り組みの検討、進捗管理を行いながら、地域経済の活性化と持続可能な行政経営を進めるための計画として推進してまいります。

機構改革につきましては、絶えず現制度の検証作業を行い、町民に対するよりよいサービス提供のため、組織の活性化を目指してまいります。

また、人事評価制度につきましては、面談を重視し、目標管理型の改善と充実に努め、職員間の意思疎通により連携を図り、職員自らが能力を高めながら組織力を高め、住民の期待に応えられる職員となるよう人材育成に努めてまいります。また、職員のメンタルヘルス対策につきましても、これまで以上に職員間のコミュニケーションを重視し、必要に応じて外部の専門家の助言を求めるなど職員に寄り添った対応を図ってまいります。

5 住民と協働のまちづくり

各単位自治会や自治会連合会において、役員をはじめ会員の皆さまが、地域におけるさまざまな課題の解決と安全安心な共同体づくりのため、積極的かつ自主的に活動されていることに対し敬意を表しますとともに、引き続き地域の活動に対し行政の各分野から支援を行ってまいります。

また、地域のコミュニティ活動への支援や経済振興の担い手である地域おこし協力隊につきましては、地域活性化起業人制度を活用し、隊員の募集、育成、支援に取り組み、地域課題の解決や町内での起業・就業の実現、さらに後継者対策や事業継承の一助となるような取り組みを進めてまいります。

6 安全・安心なまちづくり

交通安全につきましては、町民の皆さま、交通安全協会とともに交通安全運動を推進し、交通事故のない地域社会を目指してまいります。

防犯活動につきましては、防犯協会をはじめとした地域の方々の見守り活動により、安全で安心な地域づくりが継続されていますことから、今後とも関係機関と連携した取り組みを継続してまいります。

災害対策につきましては、「津別町地域防災計画」と今年度改定予定の「津別町強靱化計画」を両輪として、小中高生や自治会を対象とした出前講座や防災訓練の実施、災害対応に必要な物品等の計画的な購入、避難行動要支援者名簿の見直しや個別避難計画の作成など、「事前防災・減災」と「迅速な復旧・復興」に対応できる取り組みを推進してまいります。

また、災害や国民保護に関する情報伝達を迅速に行うため、全国瞬時警報システムの更新工事を行うとともに、電柱を活用した防災情報伝達実証試験を行ってまいります。

7 福祉のまちづくり

令和3年度から実施しています重層的支援体制整備事業は、既存の支援機関や地域資源、ノウハウを最大限に活用することにより、介護・障がい・子ども生活困難の隔てなく、本人や世帯が抱える地域生活課題の解決に資する包括的な相談支援を行うこととして取り組みを継続してまいります。

「第9期介護保険事業計画」については、基本理念である「助け合い見守りで安心して住み続けられるまちつべつ」の目標について振り返りをするとともに、「第10期介護保険事業計画」の策定の協議を進めてまいります。また懸案である、介護福祉人材の確保につきましては、引き続き福祉体験セミナーの実施や、外国人介護福祉人材育成支援協議会への参画により、各事業所の人材確保に対して協力して取り組んでまいります。令和8年度から着工となる特別養護老人ホームいちいの園の建て替えにつきましては、現施設の運営者である社会福祉法人恵和福祉会と綿密に協議を行い、円滑な供用開始に向けて着実に進められるよう支援してまいります。

地域福祉につきましては、「第3期津別町地域福祉計画・第6期津別町地域福祉実践計画」の基本理念である「助け合い見守りで安心して住み続けられるまちつべつ」の実現に向け、社会福祉協議会など関係機関と連携し、地域共生社会の実現に向け取り組みを推進してまいります。また、「ひきこもり支援推進事業」を実施し、ひきこもりの方やそのご家族への相談支援等の充実に努めてまいります。

高齢者福祉につきましては、高齢夫婦のみの世帯に加え、ひとり暮らしの高齢者が増加傾向にあることから、地域で安心して暮らせる環境づくりのため、引き続き、安否確認の見守りや緊急通報システム、冬季の除雪、身体状況に応じた移動手段の確保など生活支援体制の充実強化を、社会福祉協議会や関係機関と連携し進めてまいります。また、熱中症予防が必要とされる高齢者世帯への家庭用エアコン等の購入および設置に要する費用を助成する「高齢者世帯熱中症対策エアコン等購入助成事業」の実施や、これまで交付していたバス無料乗車券をICカード化し、利用回数の制限も撤廃することで高齢者の社会参加の促進等を進める「バス無料乗車券ICカード化推進事業」を実施し、高齢者の福祉の増進に努めてまいります。

障がい者福祉につきましては、「第4期障がい者計画・第7期障がい福祉計画および第3期障がい児福祉計画」の基本理念である「住み慣れた環境で安心して住み続けられる地域へ」の実現に向け、取り組みを進めてまいります。そのため、相談支援体制や権利擁護体制など、北見地域基幹相談支援センターや社会福祉協議会等と連携し、障がい者を取り巻く環境の充実強化に努めてまいります。

子育て支援につきましては、こども家庭庁の設置によりさまざまな制度や施策の充実化や変革が進められており、「第3期子ども・子育て支援事業計画」の基本理念である「子どもたちがのびのび成長していく希望が持てるまちづくり」の実現に向け、さまざまな支援施策を進めるとともに、「こども家庭センター」において、児童福祉および母子保健に関して包括的な支援の充実に努めてまいります。

健康づくりにつきましては、引き続き「第3次健康づくり計画」に基づき、生活習慣病の予防をはじめとする健康の保持増進に努め、健康で元気に暮らせるよう推進してまいります。

地域医療につきましては、公的医療機関の役割を担っていただいています町内唯一

の医療機関である津別病院への支援を継続することで、地域医療の安定確保を図るとともに、施設の老朽化に対する支援等の協議をより積極的に進めてまいります。

国民健康保険につきましては、関係部署との連携を図り、各種健診事業や予防接種、特定保健指導の推進を通じて重症化予防、医療費の縮減に取り組んでまいります。また、後発医薬品の推進などの医療費適正化事業や特定健診の未受診者に対する受診勧奨、令和7年度から新たに開始した特定健診3年連続受診者へのインセンティブ事業を継続して進め、疾病の早期発見・健康づくりにより関心を持ってもらうよう努めてまいります。

後期高齢者医療保険につきましては、北海道後期高齢者医療広域連合の構成団体として、効率的・効果的な取り組みを推進し、適切な制度運営に努めるとともに受診率向上に向けた取り組みをより強化してまいります。

なお、国民健康保険税および後期高齢者医療保険料については、令和8年度の当初賦課から新たに「子ども・子育て支援金分」が加算されますが、関係部署と連携を取りながら、混乱を招くことがないように十分配慮しながら制度の理解と浸透を図ってまいります。

介護保険につきましては、事業の適正化に努めつつ「いきいき百歳体操」や「ふれあいサロン」など地域住民の主体的な介護予防や健康増進活動について、積極的な支援を継続してまいります。また、高齢化により増え続ける認知症対策については、引き続き早期発見や対応に努めるほか、予防の取り組みとして脳の活性化に資する健康教室の実施、令和7年度に発足した「チームオレンジ」による支え合いの体制整備や権利擁護の取り組み、行方不明高齢者捜索に係る各種施策により、地域一体となった連携体制を強化してまいります。今後も高齢者一人一人が健康で生きがいを持ち、住み慣れた場所で望む暮らしが続けられるよう、介護予防ならびに地域包括ケアシステムの充実について地域住民や関係機関・団体と協働し進めてまいります。

8 環境に配慮したまちづくり

ごみ処理につきましては、津別町環境衛生推進協議会等と連携し、町民、事業者の皆さまのご理解とご協力のもと、ごみの分別の徹底と3R運動の推進を図ることによ

り、ごみの減量化を進めるとともに、生ごみにつきましても、引き続き堆肥化により再資源化を推進し、循環型社会に向けた取り組みを進めてまいります。

「津別町環境基本計画」につきましては、環境基本計画推進協議会において基本計画等の関連施策の進捗状況を確認・検証し、SDGsの理念のもと、引き続き環境に配慮したまちづくりを進めてまいります。

9 産業の振興

日本経済は、雇用・所得環境改善や企業収益の回復を背景に緩やかな持ち直しの動きが見られる一方、物価上昇の継続や人手不足の深刻化、海外経済の不確実性などにより、依然として先行きに不透明さを残す状況にあります。特に旅行や各種イベントの開催等観光関連の消費が上昇してきていますが、一方において資源高や為替市場の円安等に伴う物価高と労働力不足などにより、地域産業は大きな影響を受けています。このため各種事業者が必要とする事業継続・事業再構築に向けた支援を行ってまいります。

農業の振興につきましては、関係機関と連携を強め、農業経営体の経営体質と生産基盤の強化を図るため農業基盤整備を推進するとともに、農業経営体を支える営農支援組織の育成を行うなど、効率的かつ安定的で多様な農業経営者の育成および確保に努めてまいります。また、SDGsの目標の一つである持続可能な農業生産を進めるため、環境と調和した農業を推進してまいります。

農業経営基盤の強化を促進するために実施しました津別地区国営農地再編事業が令和6年度に、津別1地区道営土地改良事業が令和7年度に完了しました。引き続き津別2地区道営土地改良事業により営農用水の導入を行い、また、農業水路等長寿命化・防災減災事業により既存農業施設の長寿命化を図り、効果的かつ安定的な農業経営を目指してまいります。

有害鳥獣対策につきましては、JA、猟友会、農業者等との連携のもと、鳥獣被害防止総合対策事業を継続実施するほか、猟友会に対しましては、狩猟免許等取得支援制度補助金により担い手の確保に取り組んでまいります。

林業の振興につきましては、林業従事者の減少と高齢化の中で、労働条件の軽減や

施業・生産コストの低減等による生産性の向上や木材の安定供給を図るため、森林所有者、森林組合等の関係者と連携してまいります。また、丸玉木材株式会社様からの寄附による丸玉木材森づくり基金を有効に活用し、地域林業の活性化に努めるとともに、森林環境譲与税を活用した事業の充実を図ってまいります。

森林バイオマス資源などの活用につきましては、「木質バイオマスセンター」の安定運営のため、引き続き林地未利用材等の有効活用を進めてまいります。また、既存の木質バイオマスボイラーおよび木質ペレットボイラーへ、地域の未利用資源を再生可能エネルギーとして供給し、「地域内エコシステム」の構築を進めるとともに、新たな熱供給事業の展開に向けた基本設計に基づき、脱炭素・資源循環型のまちづくりを継続して推進してまいります。

木質バイオマス熱供給施設の建設につきましては、達美地区に移転新築する特別養護老人ホームや周辺老人福祉施設に対して熱供給を行うため、本年度から2カ年、実施計画と建設工事を同時発注するデザインビルド方式により進めてまいります。

町民の財産である町有林の管理につきましては、「第15次森林施業計画」を基本に、森林管理認証の基準に基づき、持続可能な森林経営を推進し、森林の公益的機能の高度発揮や将来の財産形成と地域材の安定供給に努めてまいります。

また、町有林における大気中のCO₂吸収量をJ-クレジット制度に基づきクレジットを創出・販売することにより、その収入を町有林の管理をはじめ、町の林業・林産業施策の推進に還元し、経済性と公益性に配慮した持続可能な社会の実現に取り組んでまいります。

さらに、「森林環境譲与税の活用に向けた基本方針」に沿って、町内の私有林整備の推進、人材育成・担い手の確保、木材利用の促進、普及啓発について、関係機関と協議を行いながら森林環境譲与税の有効活用を行ってまいります。

商工業の振興につきましては、商工会が取り組んでいます経営改善普及事業や各種振興対策事業、さらに経済全体の変化に対応していく支援を続けるとともに、起業等振興促進事業をはじめとする各種補助制度や融資制度により、町内企業の経営安定化と活性化、さらに起業家の支援に努めてまいります。

また、各産業における人材確保と若者の生活安定のため、町内に新規に就業して居

住する者が返還する奨学金に対する支援事業を継続するとともに、対象が広がったU I J ターン新規就業支援事業を活用した移住・定住のさらなる促進と、創業しやすい環境整備に取り組んでまいります。

10 社会資本の整備

建築施設や道路、水道や下水道など公共施設全般の管理につきましては、「津別町公共施設等総合管理計画」に基づき、優先順位をつけて老朽化した施設の取り壊しを行うとともに、施設の改修や更新を進めてまいります。

町道の舗装補修工事につきましては、「津別町舗装修繕計画」に基づき順次進めており、本年度も町道 350 号線について補助事業分の補修工事を行ってまいります。また、5 年間隔で実施している路面性状調査の結果をもとに、舗装の状態を確認し、必要に応じ舗装修繕計画を見直してまいります。

歩道の修繕工事につきましては、「津別町歩道修繕計画」に基づき、順次歩道補修を進めており、本年度は町道 14 号線ほか 1 路線について補修工事を行い、また、町道 2 号線につきましては国道と道道間において歩道の新設工事を実施してまいります。

橋梁の整備につきましては、「橋梁長寿命化修繕計画」に基づき補修を進めており、本年度は町道 251 号線美開橋、町道 211 号線清流橋の補修工事と町道 257 号線秋田橋の補修設計を行い、このほか 5 年ごとの橋梁点検につきましては、町道 109 号線達美橋ほか 9 橋について実施してまいります。

道道屈斜路津別線の舗装補修および道道津別陸別線の線形改良・拡幅につきましては、早期に整備が進められるよう引き続き要望してまいります。

国道 240 号につきましては、釧北峠登坂車線の早期完成と路面のわだち改修について要望してまいります。

北海道が管理する一級河川網走川の改修につきましては、令和元年度より共和地区での工事が再開されており、計画区間の早期完成について引き続き要望してまいります。

住宅につきましては、ふるさと定住促進事業による新築助成、中古住宅購入助成、住宅改修助成を引き続き実施して定住を促進するとともに、地域経済の活性化につな

げてまいります。また、「津別町空き家等対策計画」に基づく空き家対策に取り組み、加えて、令和8年3月に改定しました「津別町住生活基本計画」「公営住宅等長寿命化計画」「耐震改修促進計画」に基づき、公営住宅および町内に点在する空き家に関する施策を総合的かつ計画的に実施してまいります。さらに、長寿命化を図るため、豊永団地ほかの内部改修やまちなか団地ほか4団地の外壁木部塗装改修工事を行い、良質な住環境の整備を進め、目的を終了した公営住宅については、随時除却を実施してまいります。

水道事業につきましては、「より安全で安心な水道水」を提供するために平成22年に更新した水道施設中央監視装置の更新に向けた実施設計を行います。また、令和2年度に策定した「老朽管更新計画」に基づき、社会的課題となっている水道管更新のため、昨年度において実施設計を行った箇所について更新工事を行うとともに、業務の効率化を目指し、昨年度に導入したスマートメータの本格稼働を実施してまいります。

下水道事業につきましては、令和5年度より地方公営企業法を適用し、企業会計により財政運営を行っていますが、本年度の主な事業は、「津別町下水道ストックマネジメント計画」に基づき、下水道管理センターの機器改修更新工事、耐震補強実施設計および污水管カメラ検査を行ってまいります。

地域公共交通につきましては、「津別町地域公共交通計画」に基づき、まちバスや花バス、タクシー助成券について、利用者のニーズに応じて見直しを含めた柔軟な対応を行ってまいります。また、生活に必要不可欠な北見市や美幌町とのバス路線の維持に努めてまいります。

11 財政運営と各会計の予算規模

令和8年度の地方財政計画は、歳入における一般財源では、総額として前年度を上回る額が確保され、地方交付税は前年度比6.5%、1兆2,274億円増の20兆1,848億円となり、歳出においても前年度同様の算定項目と新設された臨時財政対策債償還基金費が計上されたところです。

このことを踏まえ、本町の令和8年度予算編成につきましては、第6次総合計画を

はじめ、個別事業計画を推進するとともに、医療・福祉施策の充実、緊急性と住民要望の高い事業、持続可能なまちづくりに向けた計画的な施策とともに、各事業の必要性や費用対効果などの点検、見直しを並行して取り組み、予算編成を行った結果、本年度の一般会計予算は、前年度比 8.7%減の 84 億 8,900 万円となりました。これは、特別養護老人ホームの建て替え支援補助と木質バイオマス関連施設整備の増はありますが、国営農地再編整備事業の完了による地元負担金の一括払いである負担金償還金の支払い完了と、2カ年工事である給食センター建設工事の終了が大きな要因となったものです。

以上により編成いたしました令和 8 年度各会計予算は、

一般会計、84 億 8,900 万円（前年度比 8.7%減）

国民健康保険事業特別会計、5 億 9,670 万円（前年度比 4.7%減）

後期高齢者医療事業特別会計、1 億 2,600 万円（前年度比 13.8%増）

介護保険事業特別会計、6 億 6,410 万円（前年度比 0.4%増）

簡易水道事業会計、3 億 6,600 万円（前年度比 35.0%減）

下水道事業会計、7 億 7,060 万円（前年度比 18.7%増）

合計、110 億 1,240 万円（前年度比 7.5%減）となりました。

12 結び

令和 8 年度予算は、7 年目となる「津別町第 6 次総合計画」や総合戦略、福祉、障がい者等の各種計画を基本に編成したものであります。特に、第 6 次総合計画につきましては、総合計画推進委員会による検証からいただいたご意見や提言をしっかりと受け止め、10 年後に目指す津別町の将来像「暮らしたい、魅力あふれるエコタウン」に到達できるよう着実に取り組みを推進してまいる所存であります。

世界情勢はますます不安定な状況に進んでいると言え、米国をはじめとする大国間の動きが世界経済に影響を与える中、急な解散選挙によって解散総選挙によって生まれた日本の政治がどのように対応するのか、日本の経済はどのように反応するのかなど、社会的状況の見通しが立てられない現状にあります。

そうした中にあっても津別町は、デジタル化による新技術を導入しながら、より町

民の皆さんに寄り添うことが不可欠な人的支援の必要な部署への人員配置を進めております。経済的にも政治的にも重ねて起きる大きな波が、社会構造に絶え間ない変化を起こしていますが、その波の先に向けて、本年度も職員と一丸となり、町づくりに取り組んでまいりますこととお誓いし、令和8年度の町政方針とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 暫時休憩をします。

休憩 午前 10 時 48 分

再開 午前 11 時 00 分

○議長（鹿中順一君） 休憩を閉じ再開します。

◎教育行政方針

○議長（鹿中順一君） 日程第5、教育行政方針を行います。

教育長から、教育行政方針に関して発言の申し出がありますので、これを許します。

教育長。

○教育長（近野幸彦君） 〔登壇〕 おはようございます。

それでは、令和8年度教育行政方針を述べさせていただきます。

1 はじめに

令和8年第1回津別町議会定例会の開会にあたり、教育委員会の所管事項に関する主要な方針について申し上げます。

人口減少や少子高齢化に加え、デジタル技術の進化やGXの加速など、社会は急激な変化を遂げており、未来を切り開く人材を育む教育の役割は、かつてないほど重要性を増しております。

こうした中、本町におきましては、これからの時代を生き抜くために必要なこととして、自ら課題を見つけ、主体的に判断し、他者と協働して解決に取り組む資質・能力の育成を教育の柱に据え、教育目標である「緑の大地『津別』を愛し 自らを高め

活力と思いやりに満ちた町民に」の具現化に向け、町民一人一人が生涯にわたって主体的に学び、自らの人生をよりよくできるよう、教育環境の整備に努めてまいります。

2 学校教育

確かな学力を身につける教育の推進につきましては、これからの教育に不可欠な「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実を図り、児童・生徒が主体的に学びに向かう授業改善を推進します。これまでの「教わる」授業から、子どもたちが自ら問いを立て、対話を通じて深く学ぶ「主体的・対話的で深い学び」への転換を定着させます。あわせて、家庭学習へのきめ細やかな支援により学習習慣を定着させ、基礎学力と自ら考え表現する力を育てまいります。

I C T教育の推進につきましては、G I G Aスクール構想第2期（N E X T G I G A）において更新された端末を日常的に活用し、学習データを生かした個に応じた指導や、教員の指導力とデジタル技術を融合させた授業改善を推進します。あわせて、生成A Iを含む情報モラル教育やメディア利用の適正化を図り、ネットリテラシーの向上とトラブルの未然防止に努めてまいります。

体力向上と望ましい生活習慣の定着につきましては、全国体力・運動能力、生活習慣等調査結果などの客観的資料の活用や分析をもとに体育授業を改善するとともに、I C T機器の活用などにより主体的に運動に取り組む事業への改善を進めます。また、メディア接触時間の適正化など、学校・家庭・地域が一体となり、望ましい生活習慣の定着と健康増進を図ってまいります。

特別支援教育の充実につきましては、特別支援コーディネーターを核に保護者や関係機関と連携し、児童・生徒一人一人の多様な教育的ニーズに応じた適切な指導や支援を行います。また、町採用教職員や支援員等の配置、通級指導教室の継続など、校内支援体制の充実を図るとともに、個別の支援計画等に基づく特性に応じた指導の充実や、研修を通じた教職員のインクルーシブ教育実践力の向上に努めてまいります。

また、昨年度より運行している北海道北見支援学校へのスクールバスの運行を継続し、多様な学びの場の保障をしてまいります。

グローバル人材の育成につきましては、A L Tとのチームティーチングを充実させ、

コミュニケーション能力の向上を図るとともに、異文化を理解し尊重する心を育みます。国際交流事業につきましては、津別高校生のニュージーランド派遣研修事業を継続するとともに、中学生の台湾二水郷交流事業では、今年度は現地への派遣を実施し、これらの異文化体験を通じて、広い視野と豊かな国際感覚を養ってまいります。

ふるさと教育の充実につきましては、総合的な学習の時間などを中心として、津別ならではの地域学習を体系化し、児童・生徒が豊かな自然や産業に触れ、生の体験を得ることにより、ふるさとへの理解を深め、愛着と誇りに思う気持ちを育てまいります。特に「木育授業」は、専門家や林業関係者の協力を得ながら、町の基幹産業である林業や木の文化への理解を深め、地域への愛着と誇りを育むとともに、将来の地域を担う人材を育成する津別独自の教育活動として継続してまいります。

読書活動の充実につきましては、図書館司書の派遣や学校図書室の活用により読書環境を整備するとともに、「朝読」や「家読」運動等を通じて、子どもたちが良書に親しみ、豊かな感性や想像力を育む環境づくりを進め、読書習慣の定着化を図ってまいります。

学校と地域の連携・協働の推進につきましては、コミュニティ・スクール（学校運営協議会）を核として、引き続きCSコーディネーターの配置により、学校・家庭・地域が目標や課題の共有を図り、一体となって子どもたちを育む「地域とともにある学校づくり」を推進するとともに、町全体で児童・生徒を見守り支える環境づくりに努めてまいります。また、学校ホームページやコミュニティ・スクール通信等により、学校の状況や児童・生徒の様子を保護者や地域の皆さまへ積極的に発信してまいります。

道徳教育の充実につきましては、学校の教育活動全体を通じて、物事の良し悪しを判断する力や自分を肯定する心に加え、人に対する思いやりや命を大切にする心を育むとともに、多様な価値観を認め合い、広い視野を持って周囲と協力しながら、より良い生き方を自ら考え実践できる子どもたちを育てまいります。

学校給食と食育の推進につきましては、稼働2年目を迎える新学校給食センターにおいて、安全・安心な給食の安定的な提供に努めます。

また、「オールつべつ産給食」の継続や地元産・北海道産食材の積極的な活用を通じ

て、地産地消の意義や生産者への感謝、ふるさと津別を誇りに思う気持ちを育むとともに、栄養教諭による食育指導を効果的に進め、食に関する正しい理解と望ましい食習慣の定着に向けた取り組みを推進してまいります。

働き方改革の推進につきましては、「津別町アクションプラン」に基づき、校務支援システムに加え、生成AIの活用やCBT化など校務DXを推進し、業務の効率化を図ります。これにより、教職員が児童・生徒一人一人と向き合う時間を確保し、教職員が心身ともに健康で教育活動に専念できる環境を整えます。あわせて教育の質の維持・向上に直結する持続可能な学校運営体制の構築に努めてまいります。

部活動の地域展開につきましては、一部の部活動を除き、生徒数の減少により単独での存続が困難な状況にあることから、美幌町とも協議しながら、美幌中学校および美幌北中学校との拠点校方式や合同部活動、地域クラブへの参加を継続し、生徒のスポーツ・文化芸術活動の機会確保に努めてまいります。また、美幌町への移動に伴う保護者負担を軽減するため、本年1月末より運行している部活動バスを継続します。今後につきましては、教職員の働き方改革や国・道の動向を注視しながら、関係団体等と連携を図り、持続可能な体制の構築に向けて取り組んでまいります。

学校段階間の連携につきましては、幼小中高の接続を重視し、発達段階に応じた切れ目のない教育活動を推進します。特に小中学校においては、義務教育9年間を見通した「小中連携推進計画」に基づき、教職員間の指導共有やカリキュラムの接続により学びの連続性を確保するとともに、児童・生徒間の交流活動などを通じて中学校生活へのスムーズな移行を支援することで、「中1ギャップ」の解消や学力の向上につなげてまいります。

いじめの防止につきましては、「いじめは絶対に許さない」との認識のもと、学校と家庭が連携して互いを尊重する心を育み、アンケートや個別面談等を活用した早期発見に努めるとともに、事案が発生してしまった場合には「いじめ防止基本方針」に基づき組織的かつ速やかに対応し、被害児童・生徒に寄り添った解決に向けた支援を行ってまいります。

不登校児童・生徒への対応につきましては、道教委が示している「HOKKAIDO不登校対策プラン」等も踏まえ、学校、家庭、教育委員会、関係機関が連携し、不

登校に至る背景や要因に寄り添ったきめ細やかな支援に努めます。また、教育相談員やスクールカウンセラーによる相談体制の充実や、校内教育支援センター機能である小学校の「ホッとる一む」、中学校の「サポートルーム」、ICTを活用した学習支援などにより、多様な学びの機会を保障してまいります。

学校教育環境の整備につきましては、津別小学校において、バリアフリー化の観点からエレベーターおよびスロープ等を設置する改修工事を実施し、誰もが安全で安心して利用できる学習環境を整えてまいります。

津別高校への支援につきましては、「地域と歩む高校づくり」の観点から、振興対策協議会と連携し、地域の自然や産業を学ぶ「つべつ学」等の特色ある教育活動を支援してまいります。また、進学や就職などの目標に応じた個別指導や映像学習で着実な成果をあげている「公設民営塾P l u s」については、引き続き運営を継続します。さらに振興対策の拡充としては、バス定期購入費への補助率を4分の3から5分の4へ引き上げるとともに、給食費の無償化を実施することで、保護者負担の軽減を図り、津別高校への進学を促進してまいります。

修学支援の充実につきましては、意欲ある若者が経済的な理由により進学を断念することがなく、夢に向かって挑戦できるよう、津別町奨学金の貸与額を増額し、将来を担う人材の育成と教育の機会均等を図ってまいります。

3 社会教育

第8次社会教育中期計画に基づく、社会教育の重要な視点である「人づくり・つながりづくり・地域づくり」を念頭に、基本目標である「世代を越えてつながり ともに学び合う社会教育の推進」を目指し、町民一人一人が、人と人とのつながりを大切にしながら、生涯にわたって学び続けることができる学習機会の提供に努めてまいります。

家庭教育・幼児教育につきましては、保護者の意識の多様化といった社会の変化の中、家庭の自主性を尊重しつつ、親が学ぶ機会と親子で参加する体験活動の場を提供してまいります。

少年教育につきましては、放課後子ども教室「アソビバ！つべつ」をベースとしな

がら、身近な自然、産業などの教育資源を活用し、学校や家庭では得難い体験活動の場を提供しており、今後も多くの団体等にご協力をいただきながら、内容の充実に努めてまいります。

また、船橋市および南アルプス市との青少年交流事業につきましては、今年度は本町から訪問年となりますが、現地での人との出会いや文化の違いを肌で感じる体験を通じて、参加する小中学生や高校生リーダーの自主性や自立心を培うとともに、故郷への思いを見つめ直す機会を提供し、子どもたちの社会性や豊かな人間性を育ててまいります。

青年教育につきましては、高校生ボランティアサークル「ひまわり」および青年活動プロジェクト「a n d」が、それぞれの視点から自主的な活動を展開しております。こうした若い世代の柔軟な発想と行動力が町を元気にする原動力となることを期待し、引き続き、活動を支援してまいります。

成人教育につきましては、社会教育講座等を通じて町民のニーズを捉えた学びと体験の場を提供するとともに、社会教育人材バンク「まなびいーぷる」の活用により、地域の人材力を生かした学び合いの環境を充実させてまいります。

高齢者教育につきましては、寿大学の活動を中心としながら、健康増進、生きがい創出、仲間づくりなど、人生 100 年時代を心豊かに、そして元気に過ごすためのプログラム提供に努め、高齢者の社会参加と活力ある生活を支援してまいります。

児童館・放課後児童クラブにつきましては、子どもたちの安心・安全な居場所としての機能充実に努めるとともに、安全管理の一層の徹底を図ってまいります。

また、新たな児童館の建設につきましては、先進地の事例調査等を通じて、より良い環境づくりに向けた検討に着手してまいります。

芸術文化活動の推進につきましては、児童・生徒や町民に対して優れた芸術鑑賞機会を提供するとともに、町民芸術劇場と連携して「日本フィルセミナー」や「リコーダーセミナー」を引き続き開催し、両セミナーコンサートでは、町民に音楽鑑賞機会を提供してまいります。また、文化協会加盟団体や郷土芸能団体の自主的な活動の支援に努めてまいります。

生涯スポーツ活動の推進につきましては、今後も多様なニーズを把握し、スポーツ

推進委員や体育協会、スポーツ少年団、総合型クラブ「かるっちやつべつ」との連携を図りながら、各種運動教室を実施することにより、幅広い年齢層における運動の日常化と習慣化を図ってまいります。

また、北海道オール・オリンピアンズと連携協定に基づき、「スポーツの力で元気なまちづくり」を基本理念とした事業を積極的に展開してまいります。

スポーツ合宿の推進につきましては、スポーツ振興や競技力向上などの教育的効果をはじめ、経済効果や町の魅力創出に寄与する重要な取り組みと捉えております。今後は、合宿実行委員会や近隣市町との連携を一層深め、これまでの来町チームはもとより、Ｊリーグチームを含めた新たな誘致拡大に取り組むとともに、事業内容の充実に努めてまいります。

図書館活動の推進につきましては、「出会い・集い・人がつながる自分たちの図書館」を理念に、木のぬくもりある空間を生かしながら、図書資料の充実やレファレンスサービスの向上、各種イベントの実施を通じて、本や人との出会いを創出し、子どもから高齢者まで誰もが気軽に集い、心豊かに過ごすことができる魅力ある図書館づくりに努めてまいります。

4 結び

以上、令和８年度の教育行政の基本的な方針について申し上げましたが、引き続き津別町の未来を担う子どもたちの健やかな成長と町民の皆さまが生涯にわたって学び、スポーツに親しむことができる環境づくりに努めてまいりますので、町民の皆さまならびに議員各位の一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げ、教育行政方針といたします。

よろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 以上で、教育行政方針を終わります。

◎行政報告

○議長（鹿中順一君） 日程第６、行政報告を行います。

町長から、行政報告に関して発言の申し出がありますので、これを許します。

町長。

○町長（佐藤多一君）　〔登壇〕　本日ここに第１回定例会を招集いたしましたところ、議員各位には極めてご多忙のところご出席賜り、厚くお礼申し上げます。

ただいま発言の許しをいただきましたので、12月定例会後の行政報告を申し上げます。

はじめに、去る12月23日、津別町自治功労者ならびに善行表彰者　中田清美様のご逝去されました。故人は、永きにわたり津別町更生保護婦人会会員および美幌保護司会保護司として活動され、それぞれ会長や津別分区長を歴任し、地域の犯罪予防活動や更生保護活動にご尽力されました。また、平成28年には多額の浄財を寄附され、町政の発展に多大なご貢献をいただいたところであります。

さらに、去る1月15日、津別町社会福祉功労者　石上辰治様のご逝去されました。故人は、永きにわたり民生委員・児童委員を務められ、民生委員協議会では会長を歴任されたほか上下水道運営審議会委員など多くの公職を務められ、本町の社会福祉の向上と町政全般にわたり多大なご貢献をいただきました。

お二方の生前中の数々のご功績に対し、衷心より敬意と感謝を申し上げますとともに、安らかなご冥福をお祈り申し上げる次第であります。

次に、令和7年度「未来につながる持続可能な農業推進コンクール」農林水産大臣賞の受賞についてであります。このコンクールは、有機農業などの環境保全型農業部門を推進する一環として、農林水産省が主催するもので、12月19日に審査結果が発表され、津別町有機酪農研究会が最上位賞である農林水産大臣賞を受賞されました。

本研究会が実施する環境負荷低減と効率的な生産に向けた取り組みや、学校給食へのオーガニック牛乳提供など、消費者へ有機農業の魅力を伝える活動が評価されたものであります。

この受賞に対し祝意を表しますとともに、全国に先駆けた津別町産の安全・安心な牛乳を提供する本研究会のますますのご活躍を期待するものであります。

次に、丸玉木材株式会社様からの寄附についてであります。本年も緑豊かな自然環境を次の世代に引き継ぎ、森林資源の造成と保全や未立木地対策を図ることを目的として、丸玉木材株式会社様より500万円のご寄附を頂戴したところであります。寄

附の申し出に先駆けて、12月24日に会社を訪問し、これまでの丸玉木材森づくり基金の運用状況の報告を行ったところであります。

改めまして、丸玉木材株式会社様に感謝の意を表しますとともに、今後とも「丸玉木材森づくり基金」の活用により、造林や除間伐等の森林整備事業に助成を行う愛林のまち緑資源を守る推進事業を継続し、豊かな森林の育成に一層努めてまいります。

次に、高齢者に対するお祝いについてであります。1月25日に大門ハルコ様、中野トク子様、2月19日に野宮久子様が100歳の誕生日を迎えられましたことから、今後ともますますのご健勝を願い、記念品を贈り祝意を表したところであります。

次に、地域おこし協力隊の活動成果報告会についてであります。2月12日、ウッドリームにて開催いたしました。今回で2回目となる成果報告会は、町内で活躍する協力隊員の活動を、関係者のみならず広く町民に紹介することで、地域力の維持・強化に資する取り組みのさらなる推進を図るとともに、協力隊員の将来的な定住・定着に向けた地域交流を深めることを目的に開催したものであります。

この報告会には、現在活動中の協力隊員5名が参加し、活動成果の報告のほか、協力隊卒業者や町外で活動する協力隊員が生産する商品の試食やPRパネルの展示を行いました。当日は町内外から40名の参加があり、質疑応答を通じて貴重な意見もいただいたところです。

今後も協力隊員の活動による地域振興に期待するものであります。

次に、北海道大学の課外活動団体「HALCC」活動10周年記念事業についてであります。2月21日ウッドリームにて記念イベントが開催されました。

HALCCは、平成28年から本町との連携活動を開始し、本年で10周年を迎え、この間、津別高校との高大連携事業をはじめ、地域課題の解決に向けたさまざまな取り組みを展開してまいりました。令和5年度には、「地方創生☆政策アイデアコンテスト2023」において北海道経済産業局長賞を受賞するなど、その活動は高い評価を受けております。

HALCC活動10周年記念事業による本イベントは、これまでの10年間の活動を振り返り、地域に支えられてきた数多くのご縁を再確認する貴重な機会となりました。

今後もHALCCの自主的な取り組みを尊重しつつ、必要な支援を継続することで、

HALCCと本町の連携をさらに深め、次世代の人材育成と地域活性化の推進に努めてまいります。

次に、第21回「エコツーリズム大賞」環境大臣賞最優秀賞の受賞についてですが、このたび特定非営利法人森のこだまが最上位賞である環境大臣賞最優秀賞を受賞し、2月26日、環境省で表彰式が行われました。

エコツーリズム大賞は、環境省と一般社団法人日本エコツーリズム協会の共催により、優れたエコツーリズムの取り組みを実践する地域や事業者を表彰する制度で、本団体の高い実績を有する自然体験ツアーや町内外の幼児から高校生を対象とした自然体験学習などの取り組みが、地域への貢献、自然環境の保護・保全につながることを評価されたものであります。

この受賞に対し祝意を表しますとともに、本町のエコツーリズム推進への機運醸成と、本団体のますますのご活躍を期待するものであります。

なお、今議会におきまして、人事案件、条例制定、補正予算および新年度予算等の議案を提出いたしますので、慎重にご審議の上、原案にご協賛賜りますようお願い申し上げます。

よろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） ただいまの行政報告に対し、質疑を受けます。

ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 以上で、行政報告を終わります。

◎同意第1号

○議長（鹿中順一君） 日程第7、同意第1号 オホーツク町村公平委員会委員の選任についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

副町長。

○副町長（伊藤泰広君） ただいま上程となりました、同意第1号 オホーツク町村公平委員会委員の選任についてをご説明いたします。

元公平委員会委員 五島巧氏は、令和 8 年 3 月 31 日をもって任期満了となるため、オホーツク町村会公平委員会規約第 3 条第 1 項の規定により、後任の選任をいただきたく、議会の同意を求めるものであります。

後任につきましては、前の遠軽町副町長 舟木淳次氏をお願いするものです。

舟木氏の住所、生年月日は議案に記載のとおりです。

舟木氏は、昭和 56 年に生田原町役場に奉職された後、遠軽町民生部長等を経て令和 2 年、遠軽町副町長に就任、1 期 4 年を務められ、令和 6 年 3 月に退任されておられ、現在は社会医療法人 交雄会メディカル生田原診療所の事務長の職についてございます。

任期につきましては、令和 8 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日までの 4 年間であります。

以上、ご同意方よろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

討論を省略し、これより同意第 1 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は同意することに決定しました。

◎同意第 2 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 8、同意第 2 号 津別町農業委員会委員の選任についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

副町長。

○副町長（伊藤泰広君） ただいま上程となりました、同意第 2 号 津別町農業委員

会委員の選任についてをご説明させていただきます。

本案は、農業委員会の現委員が令和8年4月14日を持ちまして任期満了になりますことから、その後任の委員を任命いたしたく、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

議案書の次ページの別紙をお開きください。

任命しようとする者は11名で、住所、氏名、生年月日を記載しておりますので、氏名等の読み上げは省略させていただきます。

以上、簡単ですが説明とさせていただきます。

ご同意賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

討論を省略し、これより同意第2号を採決します。

11名の津別町農業委員会委員の選任については、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

◎承認第1号

○議長（鹿中順一君） 日程第9、承認第1号 専決処分の承認を求めることについて、令和7年度津別町一般会計補正予算（第6号）についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

税務財政課長補佐。

○税務財政課長補佐（小西美和子さん） ただいま上程となりました、承認第1号についてご説明申し上げます。

専決の理由につきましては、次のページの専決処分書のとおり、物価高対応子育て応援手当及び物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金に伴う補正について、特に緊

急を要するため議会を招集する時間的余裕がないため、令和7年12月17日付で地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をさせていただいたものであります。

補正予算の条文をご覧ください。

第1条につきましては、第一項で歳入歳出予算にそれぞれ1億1,801万3,000円を追加し、補正後の予算総額を95億2,409万6,000円とするものです。

第2項および第2条につきましては後ほど説明いたします。

事項別明細書につきましては歳出から説明いたしますので、5ページから6ページをご覧ください。

なお、事業内容につきましては、12月17日開催の全員協議会で説明済みでありますことから、簡略化させていただきますのでご了承ください。

款2総務費、項1総務管理費、目3財政管理費、財政調整基金積立金は、一般財源譲与分の積立で、1,498万1,000円の増額です。

項2地域振興費、目4公共交通対策費、公共交通対策経費は地方バス生活路線、北見バスへの負担金額確定により142万円の減額です。

款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費、社会福祉事業所助成金は、社会福祉事業所10事業所への燃料、物価高騰対策助成金で746万2,000円の増額です。

項2児童福祉費、目1児童福祉総務費、7ページから8ページになります。物価高対応子育て応援手当支給事業は、手当支給に係る扶助費および事務経費で890万円の増額です。

款4衛生費、項1保健衛生費、目1保健衛生総務費、地域医療維持助成事業は次ページにわたりますが、町内の医療機関に対する燃料・物価高騰対策助成金で2,033万円の増額です。

9ページから10ページをご覧ください。

款6農林業費、項1農業費、目5畜産業費、畜産振興対策事業は、堆肥利用促進臨時支援金給付事業で760万円の増額です。

款7、項1商工費、目2商工振興費、商工振興補助費等は、重点支援地方交付金お買い物割引券発行事業で6,016万円の増額です。

歳出については以上です。

次に、歳入の説明をいたしますので3ページから4ページをご覧ください。

款14 国庫支出金、項2 国庫補助金、目1 総務費国庫補助金は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金で1億1,508万5,000円の増額。目2 民生費国庫補助金は、物価高対応子育て応援手当支給事業費補助金で890万円の増額です。

款15 道支出金、項2 道補助金、目2 民生費道補助金、地域づくり総合交付金は福祉灯油購入費助成事業について交付金の対象事業としたことにより、50万円の減額です。

款18 繰入金、項1、目1 基金繰入金、公共交通確保対策事業基金繰入金は、歳出で説明の公共交通対策経費の事業費の減および交付金の対象事業としたことに伴う減額です。

森林環境譲与税基金繰入金は、木質ペレット製造販売持続化支援事業を交付金の対象事業としたことに伴う減額です。

款20 諸収入、項4 雑入、目4 給食事業収入、小学校給食費および中学校給食費は、給食費の一部無償化を行うことから、合わせて156万1,000円の減額です。

補正予算の条文にお戻りください。

第1条第2項につきましては、ただいま事項別明細書で説明いたしました内容を、第1表のとおり款項区分ごとに整理したもので、第1項の補正額および予算総額となるものです。

第2条は繰越明許費の補正で、第2 繰越明許費補正のとおり、重点支援地方交付金お買い物割引券発行事業を追加するものです。

以上、内容について説明いたしますので、ご承認くださいますようお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

9番、渡邊直樹君。

○9番（渡邊直樹君） 1点だけ確認とご質問をあわせてしたいと思います。

7ページ、8ページのところの地域医療維持助成事業、このことですが、先の全員協議会の説明の時に、2 医療機関ということで、一つの医療機関がおそらく2,000万円、もう一つの医療機関が33万円ということで、光熱費見合い分ということでございました。

現状、町内の方はご存知かと思いますが、今、その片方の医療機関、私もはっきりわかりませんが、12月の段階で閉院というか辞められておるようでございますが、この執行にあたって全員協議会で話をされた内容と、この支出の部分との日程的な形の説明をお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 保健福祉課長補佐。

○保健福祉課長補佐（兼平昌明君） 全員協議会、12月17日の開催だったかと思えます。その際は、白木歯科の部分につきましては継続されておりました。その後、当医院の院長のほうから休院する、お休みする旨の報告が当課長のほうにあったところでございます。

本事業の補助金につきましては、この補助金をもらって継続的に行っていただくという趣旨でありますので、今回、1月1日より休業されるというような情報がありましたので、この補助金については白木歯科医院に対しての補助、助成は行っておりません。

以上です。

○議長（鹿中順一君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

承認第1号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり承認することに決定しました。

◎承認第2号

○議長（鹿中順一君） 日程第10、承認第2号 専決処分の承認を求めることについて、令和7年度津別町一般会計補正予算（第7号）についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

税務財政課長補佐。

○税務財政課長補佐（小西美和子さん） ただいま上程となりました承認第2号についてご説明申し上げます。

専決の理由につきましては、次のページの専決処分書のとおり、第51回衆議院議員総選挙及び第27回最高裁判所裁判官国民審査に伴う補正について、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないため、令和8年1月19日付で地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をさせていただいたものであります。

補正予算の条文をご覧ください。

第1条につきましては、第1項で歳入歳出予算に、それぞれ646万3,000円を追加し、補正後の予算総額を95億3,055万9,000円とするものです。

第2項につきましては、後ほど説明いたします。

事項別明細書につきましては、歳出から説明いたしますので5ページから6ページをご覧ください。

款2総務費、項5選挙費、目1選挙管理委員会費の選挙管理委員会経費は、衆議院議員選挙に係る選挙管理委員会開催に伴う報酬、費用弁償で10万7,000円の増額です。

目3衆議院議員選挙費の衆議院議員選挙経費は、投票管理者等の報酬をはじめ、選挙に係る経費について、8ページまでそれぞれ各科目において予算計上をしたところで、合計635万6,000円の増額です。

次に、歳入の説明をいたしますので、3ページから4ページをご覧ください。

款10地方交付税の普通交付税は、選挙管理委員会開催に係る経費については、国庫委託金に算定されないことから一般財源分として10万7,000円の増額です。

款14国庫支出金、項3国庫委託金、目1総務費国庫委託金は、衆議院議員選挙費として635万6,000円の増額です。

補正予算の条文にお戻りください。

第1条第2項につきましては、ただいま事項別明細書で説明いたしました内容を、第1表のとおり款項区分ごとに整理したもので、第1項の補正額および予算総額となるものです。

以上、内容について説明いたしましたので、ご承認くださいますようお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

承認第2号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり承認することに決定しました。

◎議案第1号

○議長（鹿中順一君） 日程第11、議案第1号 津別町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

保健福祉課長補佐。

○保健福祉課長補佐（兼平昌明君） ただいま上程となりました、議案第1号についてご説明いたします。

説明資料の2ページをご覧ください。

このたびの条例制定の理由につきましては、子ども・子育て支援法等の一部を改正

する法律により新たに創設された乳児等通園支援事業（通称「こども誰でも通園制度」）について、令和８年４月１日から全国の市町村での実施が義務化されることに伴い、本条例を制定するものです。

本条例では、津別町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準について必要な事項を定めます。

条例案についてご説明いたします。

２ページ、表の中をご覧ください。第１章の総則において第１条では趣旨、第２条では特定乳児等通園支援事業者における一般原則について規定しています。

次に、資料３ページです。第２章の特定乳児等通園支援事業者の運営に関する基準ですが、ここでは第３条から第３２条の中で規定し、二つの節に分けて規定しています。第１節では、利用定員について規定しています。利用定員については、１時間当たり、１月あたりの利用定員のいずれにおいても、事業者が定めることとなっております。

第２節では、運営に関する基準について規定しています。

資料５ページから６ページの上段です。

第１２条、第２項において、当該特定乳児等通園支援の質の確保及び向上を図る上で必要と認められる対価について、保護者から受け取ることができる旨を規定していますが、この金額につきましては、こども家庭庁からの通知において１時間当たり３００円程度を標準と示されており、事業者が定めることとなっております。

そのほか第２節では、事業利用に必要な子どもおよびその保護者との面談、状況把握、相談および援助、運営規定の整備、職員の勤務体制の確保、虐待等の禁止、秘密保持等運営に必要な事項について事業者および事業所の職員に関する内容を規定しております。

資料飛びまして１２ページです。第３章では雑則として電磁的記録等について規定をしております。

それでは、議案第１号条文にお戻りください。

ただいまご説明しました内容を条文化したものでございます。

なお、附則としまして令和８年４月１日から施行します。

以上、議案第１号についてご説明いたしましたので、ご承認いただきますようよろ

しくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 1 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

昼食休憩とします。

昼食休憩 午前 11 時 49 分

再 開 午後 1 時 00 分

○議長（鹿中順一君） 昼食休憩を閉じ再開します。

◎議案第 2 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 12、議案第 2 号 津別町議会議員及び津別町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

選挙管理委員会事務局次長。

○選挙管理委員会事務局次長（松木紀幸君） ただいま上程となりました、議案第 2

号についてご説明いたします。

条例の一部改正につきましては資料によりご説明いたしますので、資料の 15 ページをご覧ください。

本条例の改正理由としまして、物価の変動等を鑑み、公職選挙法施行令が改正されたことから、国の基準に準じて本条例に定める公費負担に係る限度額について、必要な改正を行うものでございます。

改正の内容につきましては、新旧対照表にてご説明いたします。

改正箇所につきましては下線を引いた部分となります。

第 8 条に規定する選挙運動用ビラの作成単価の限度額を「8 円 38 銭」に改めるものでございます。

それでは議案書にお戻りください。

ただいま、ご説明しました内容につきまして改正条文として整理したものでございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上、議案第 2 号の内容についてご説明いたしましたので、ご承認賜りますようお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 2 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 3 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 13、議案第 3 号 津別町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（森井研児君） ただいま上程となりました、議案第 3 号についてご説明をさせていただきます。

資料により説明いたしますので、資料の 17 ページをご覧ください。

改正理由としましては、令和 7 年人事院勧告による一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律に伴い改正するものです。

改正内容ですが、一つ目は初任給調整手当について、従来の特種な専門職に関する初任給調整手当を第 1 種初任給調整手当とし、最低賃金の上昇が続いている状況を踏まえ、地域別最低賃金を下回る場合に、その差額を補填するための手当として第 2 種初任給調整手当を新設するものです。

二つ目は通勤手当について、現行では 5 キロ刻みで自動車等の使用距離の区分ごとに手当の額を規定しており、片道 60 キロ以上を上限としておりましたが、新たに 100 キロ以上を上限とした距離区分を新設するため、条例では通勤手当の上限額のみを規定し、距離区分ごとの額は規則にて規定するよう改正するものです。

新旧対照表になります。第 3 条にて第 2 種初任給調整手当の新設のための定義を加えております。

次に、18 ページの第 9 条の 2 にて、従来の中任給調整手当を第 1 種初任給調整手当に改正しております。

次に、下段から 20 ページに及びますが、第 9 条の 3 を新設し第 2 種初任給調整手当について規定しております。

次に、22 ページに及びますが、第 23 条第 2 項第 2 号にて通勤手当の上限額を規定し、距離区分ごとの手当額は規則にて規定するよう改正しております。その他、字句の修

正もさせていただいております。

それでは議案書に戻っていただきまして、ただいまご説明した内容を条文化したものととなっております。

なお、附則としまして、この条例は令和8年4月1日から施行するものです。

以上、内容の説明をいたしましたので、ご承認くださいますようお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

4番、山内彬君。

○4番（山内 彬君） お伺いしたいと思います。

通勤手当のことについてお伺いしたいと思います。

今回、上限を上げたということでございますけれども、津別町の職員を採用するときに、津別に居住をするという条件等を付しているのかどうか、お伺いしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 総務課長。

○総務課長（森井研児君） 津別に住んでくださればいいということで、質問の中でどのようにお考えですかというような質問をさせていただきますけれども、それを条件というところまでは現状いつていないというふうに考えております。

○議長（鹿中順一君） 4番、山内彬君。

○4番（山内 彬君） 条件とはしていないけれども、採用条件の話の中で、できる限り津別町に居住してほしいと、そういうことを採用の説明の時にしているのかどうかお伺いしたいと思います。というのは、民間企業を含めて町外から通勤する人が非常に多いということで、住民の方も「何とかならないのか」と、そういう話も出ている中から、町職員としてできる限り津別に居住して勤務するというのが望ましいのではないかというふうに思いますので、それあたり町の考え方についてお伺いしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 総務課長。

○総務課長（森井研児君） 具体的に条件までぐっと絞るということはしておりませんが、希望としては、もちろん津別に住んでいただきたいというのが先にきますけれども、その中で、いわゆる一般職の方で津別に住まないで外部から通って来る

という方はまずいらっしゃらないかなと。ただ専門職で、どうしてもその職種が必要な仕事があるという中で、そういった方々が町外からいろんな理由があって、そういうことをせざるを得ないという方がいる場合には、やむなく採用している方もいるというような現状だと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 私のほうからもちっとお話させていただきます。

町のほうとしては、職員として津別の町に住んでいただけるというのは、できるだけ面接の中でお話をしています。というのは、災害等何かあったら、今から例えば美幌から行きますとか、北見から行きますというのではちょっと困ったりする部分があるので、可能な限りここに住んでいただきたいという、職員としてお願いしているところですけども、これは採用の条件にきちんと書き入れたりとかするのは、これはアウトです。居住の権利を侵害するものになりますので、そういうことは、どこの町もそういう募集の中でもやっていないと思います。民間企業、地元でも同じように居住の権利というのは尊重している。

ただ気持ちとしては、ここに住んでもらいたいというのがあるので、それは面接の時にお願いできないかという、それが一つの採用の判断にもしているという、そういう内容ですので、ギリギリ詰めていくという内容とはちょっと違うのかなというふうに思っています。

○議長（鹿中順一君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第3号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第4号

○議長（鹿中順一君） 日程第14、議案第4号 津別町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（森井研児君） ただいま上程となりました、議案第4号についてご説明させていただきます。

資料により説明いたしますので23ページをご覧ください。

改正理由としては、令和7年人事院勧告により初任給調整手当について、職員の給与条例に準じて改正するものになります。

改正内容につきましては、職員と同様に最低賃金の上昇が続いている状況を踏まえ、地域別最低賃金を下回る場合に、その差額を補填するための手当として第2種初任給調整手当を新設するものです。

新旧対照表になりますけれども、第2条にてフルタイム会計年度任用職員の給与に、第2種初任給調整手当を加えております。

次に、24ページに及びますが、第5条の2にて第2種初任給調整手当についての規定を新設しております。

第23条については、過去の改正によりずれが生じておりましたので、引用条項を改正しております。

それでは議案書に戻っていただきまして、ただいまご説明した内容を条文化したものにになります。

なお、附則としまして、この条例は令和8年4月1日から施行するものです。

以上、内容の説明をいたしましたので、ご承認くださいますようお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第４号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第５号

○議長（鹿中順一君） 日程第１５、議案第５号 津別町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

建設課長補佐。

○建設課長補佐（土田直美さん） ただいま上程となりました、議案第５号についてご説明させていただきます。

説明資料の２５ページをお開きください。

１、改正理由につきましては、津別町住生活基本計画改定にあたり、現状分析等を行い、課題の整理を行った結果や、社会情勢の変化等を踏まえ、町営住宅の入居者要件を緩和し、入居機会の拡充を図るためです。

また、本岐第２団地４戸ほかを除却したため、改正を行うものであります。

２、改正内容につきましては、一つ目として、入居者要件の同居親族要件を撤廃することにより、単身者はこれまで３ＤＫ以下の住宅に限定しておりましたが、３ＬＤ

Kを含む全ての規模の住宅に入居できるようにします。

二つ目として、入居申し込みにおいて、特に住宅確保に配慮が必要な裁量階層世帯における入居収入基準の上限額を拡大します。また、対象範囲を拡大し、子どもの対象年齢を引き上げ、また、新婚世帯を追加します。

三つ目です。町営住宅を目的外使用することができる規定を追加します。

四つ目として、別表第1から除却した本岐第2団地4戸ほかを削ります。

それでは、新旧対照表により内容をご説明させていただきます。

第6条は、入居者の資格について、単身者を「老人等」として区分して規定しておりましたが、全ての規模の住宅に入居できるよう改めるため削除します。このことにより、単身者が入居できる住宅は160戸でしたが、3LDKを含む全町営住宅235戸が入居対象住宅となります。

第1号につきましては、同居親族があることを要件としておりましたが、同居する者がある場合は親族であることに改めます。

26ページになります。第2号アは、収入基準が一般世帯より緩和される世帯、いわゆる裁量階層世帯を入居者が身体障がい者である場合等として、上限額を21万4,000円としておりましたが、入居者の拡大を図るため25万9,000円に引き上げます。

第2項は、改正前の第2項の規定を削ったことに伴う繰り上げで、入居者が身体障がい者である場合等の規定とします。また、「老人等」に該当する者につきましては、規則で定めることとします。

27ページになります。改正後の第3号は、同居者の対象年齢を「小学校就学の始期に達するまでの者」から、「18歳までの者」とし、子どもの対象年齢を引き上げます。

第4号は、若年夫婦世帯の入居拡大を図るため、入居者及び配偶者のどちらかの年齢が40歳未満で、婚姻から3年以内である新婚世帯を追加するものです。

30ページになります。第7条第1項は、「老人等」を削除し、第3項は、同居親族がなくても、全ての規模の住宅に入居できるよう改めるため削除します。

31ページになります。第9条第5項は、入居者の選考についてですが、「20歳未満の子を扶養している寡婦」を、男性のひとり親の方も対象とするため、「ひとり親」に改めます。

第50条第1項第1号は、みなし特定公共賃貸住宅の入居者資格について、「同居する親族がある者」を「同居する者がある場合は親族であるもの」に改めます。

32 ページになります。第64条の2に、町営住宅の目的外使用について規定を追加するものですが、目的外使用とは、公営住宅の空き住宅が生じている場合に、住宅困窮者への供給に支障がないことを前提として、地域の実情や課題に対応するため、本来の目的以外で柔軟に活用する制度のことです。本町におきまして、空き住宅が恒常的にあることから、従業員住宅として町内事業者に貸し出すことにより、事業者への人材確保を支援するとともに、空き住宅を有効活用するため規定するものです。

第2項では、手続きについては規則で定めることとし、第3項では、使用料等は規則で定めた使用料等を納付することとし、入居者の収入に応じて条例を準用して算出した額とします。

別表第1第1号、町営住宅の表につきましては33 ページになりますが、本岐第2団地を除却したため、住宅4戸を削るものです。

第2号、共同施設につきましては34 ページになりますが、住宅の除却に伴い駐車場を減ずるものです。

条文にお戻りください。

ただいま、ご説明させていただきましたものを条文にしたものが、こちらになります。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものといたします。

以上、議案第5号の内容につきましてご説明いたしましたので、ご承認いただけますようよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

9番、渡邊直樹君。

○9番（渡邊直樹君） 委員会がちょっと別なので、確認も含めて2点ほどお聞きしたいので、よろしくお願いいたします。

改定内容の1番のところの、同居親族を撤廃し、単身者も3LDKを含む全ての規模の住宅に入居できるようにするとあります。私の理解では、間取りというんですかね、その部屋、住宅の規模というのはそれぞれの家庭の人数ですとか、そういう状況

によって、ある程度、今まで分かれていたのかなと思うんですが、ここを単身者でも 3LDK というような、いわゆる多世帯というか家族世帯用の部分にも広げるということに、この文章だけを見ると理解できるんですが、その部分、もうちょっとこの要件にする詳しい説明と、これに際して今まで不都合だった理由があったのかどうか、そういう要望があったのかどうか、そういうことも含めてお願いしたいと思います。

あともう 1 点は、(3) の目的外使用でございますが、この住宅の総量に対して今、空きがあるということなんですが、それは多分、年度とか時期をおっても、その空きというのはさまざま割合があると思うんですが、そういういわゆる空き状況に対する目的外使用の割合とか、空き状況に対する目的外使用の戸数ですとか、そういう具体的な、もちろん当然町営住宅ですから、目的を持って建てていたはずなので、そういう対象者が不利益にならないように、この目的外という部分がある程度新たに加わると思いますので、その部分の具体的な数値みたいなものがあれば教えていただきたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 建設課長補佐。

○建設課長補佐（土田直美さん） ただいま、ご質問がありましたことにつきまして、お答えさせていただきます。

まず一つ目として、単身者につきましても 3LDK に住めるように拡大した理由につきましては、近年、単身者の世帯につきまして増えており、世帯よりも単身者の入居の申し込みが多いことから、単身用の住宅よりも世帯用の住宅の空きが恒常的に続いておりまして、そういったことも理由の一つです。また、単身者につきましても、例えば結婚前に広い住宅に前もって住みたいといったニーズなどの声も聞いておりますので、そういった方への対応を図るため、3LDK まで含めて区分を拡大するものです。

二つ目のご質問ですが、目的外使用につきまして、現在、令和 8 年 2 月末の町営住宅の空き戸数についてですが、住宅総数 239 戸のうち、空き戸数が 24 戸ございます。そのうち 3LDK が 4 戸、3DK が 20 戸空いておりまして、こちらは 2 月末の状況ではありますが、この数が 1 年を通して恒常的に空きが続いている状況にございます。

目的外使用とする住宅につきましては、募集をしても応募がない住宅を中心に選定

を予定しております、現在、達美団地と共和第2団地の中に空き住戸がかなりありますので、そちらを選定する予定としております。

当初、町営住宅を建設した時の需要から、人口減少や家族の世帯構成の変化などに伴い空き住戸が増えてきておりますが、企業において外国人技能実習生など、短期で入居したいという方の需要も会社からいただいておりますので、そういった会社への需要に対応するため、今回、目的外使用を開始したいと考えております。

よろしく申し上げます。

○議長（鹿中順一君） 9番、渡邊直樹君。

○9番（渡邊直樹君） もう一度確認になりますが、単身者の3LDKという話なんですが、いわゆる何と言うんですかね、意向を酌んで極力配慮する形でそういうことも可能という意味合いなのか、それとも単身者であっても、いわゆるワンルームであろうが、3LDKであろうが希望すれば速やかに空きに対して対応するという事なのか、私も前段で言いましたけども、住宅を用意した時にはそれぞれ目的があって間取りなどは決めていると思います。今、空いている状況の説明はあったんですが、当然3LDKの所に単身者の方が入られて、当然その後、家族帯同の方が希望すれば、単身者の方が入っているのでも出て下さいというわけにはいかないと思うので、利用拡大とか促進とかという意味の効果は私は理解するんですが、今の説明であると、言い方を変えれば、単身者であっても、どんな間取りであろうが応募できるというふうに聞こえたのですが、そのような解釈でよろしいのかお聞きしたいと思います。

あと、これを借りるにあたって、住宅の間取りに際して収入などによって料金がかわると思うんですが、ワンルームであろうが3LDKであろうが、その部分の家賃というんですかね、そういう料金についてはどういうふうな形で精査されているのかお聞きしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 建設課長補佐。

○建設課長補佐（土田直美さん） ただいまのご質問につきまして、単身者の方が希望して3LDKに住みたいといった場合につきましては、そちらの住宅にほかに入居したいという方がいなければ3LDKに入居することは可能です。ただ、同じ募集をした時に、世帯の方と単身の方が同時に3LDKに応募してきた場合につきましては、

入居者選考委員会を開催しまして、世帯の多い方のほうが困窮度が高いということで、世帯の方を優先に入居をしていくこととしております。

また、家賃につきましては、単身者の方も世帯の方も広さに応じて、世帯の方と同じ広さに応じた家賃の算定となります。

○議長（鹿中順一君） 9番、渡邊直樹君。

○9番（渡邊直樹君） 最後に確認も含めてもう一度お願いします。

住宅を申し込む際に、その単身、もしくは世帯ということで、この3LDKに限って言えば、申し込みの時にそういう、ある意味、受け付けは区分なくという説明だと思われま。その上で、担当窓口として、いわゆる3LDKですから、そういう世帯を目的に建てたということで、そういう説明の中で特定の条件、例えば、近いうちに、そういう婚姻の予定があるとか、家族帯同の予定があるとか、あと、選考委員会ですか、そういうところでも、そういう単身者が応募しているという条件の中で、いわゆる公平に選考されて認められるということであるということ、まず確認したいと思います。

その上で再三になりますが、空き状況があるのは十分理解した上で、いろんな場所にいろんな築年数の空き物件がある中で、当然探す側からすればいろんな希望があると思います。今までも多分、窓口で住宅を探されている方が条件にあわずに、なんて言うんですかね、希望をかなえられずに借りられなかったという方も、所得の面ですか、今の条件の面ですとかあると思うんですが、これによって、そういうことは減ると考えてよろしいのかどうかお聞きしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 建設課長補佐。

○建設課長補佐（土田直美さん） ただいま渡邊議員がおっしゃられました一つ目のご質問につきましては、そのとおりでございます。受け付けする際に単身者が3LDKを申し込みした場合は、その後、入居者選考委員会で公平に選考をすることといたします。

また、単身者の入居できる住宅の幅を広げることで、これまで1LDK、狭い住宅しか住むことができなかったことに対しまして、広い住宅であれば住みたいという方が増えることを期待し、このような改正をしたいと考えております。

○議長（鹿中順一君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第5号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第6号

○議長（鹿中順一君） 日程第16、議案第6号 津別町特定公共賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

建設課長補佐。

○建設課長補佐（土田直美さん） ただいま上程となりました、議案第6号についてご説明させていただきます。

説明資料の36ページをお開きください。

1、改正理由につきましては、近年、未婚率の上昇や核家族化等の影響により単身世帯が増加していることや、空き住宅の状況を踏まえ、多様な居住ニーズに対応できるよう、単身者が入居できる住宅を拡充するためです。

2、改正内容につきましては、世帯向けとしておりました2LDKの住宅に単身者も入居することができるよう改めるものです。

新旧対照表により説明いたします。

第2条第3号は、条項ずれの修正です。

第5条は改正前の第5号および第6号の規定を、第1項に規定するものです。

第1号は次ページになりますが、入居できる区分については、別表第1において規定していましたが、条文によって規定するため、同居親族がある者が入居できる区分の規定を追加します。

第4号は、同居親族がない単身者が入居できる区分の規定を追加しますが、これまで1LDKのみとしておりましたが、2LDKも入居できるよう拡充します。このことにより単身者が入居できる住宅が70戸から100戸に拡充されます。

別表第1につきましては次ページになりますが、入居者を区分し規定していた種別の欄を削除します。

なお、条例施行規則におきまして、特定公共賃貸住宅の単身者の入居資格について、年齢50歳未満の者と規定していましたが、入居要件を緩和するため年齢制限を撤廃するため、規則の改正を本条例改正にあわせて行いたいと考えております。

条文にお戻りください。

ただいま説明させていただきましたものを条文にしたものがこちらになります。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものといたします。

以上、議案第6号の内容につきましてご説明させていただきましたので、ご承認いただけますようよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第6号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 7 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 17、議案第 7 号 津別町起業等振興促進条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

産業振興課長補佐。

○産業振興課長補佐（渡辺 新君） ただいま上程となりました、議案第 7 号について内容を説明申し上げます。

提案理由および改正内容は、説明資料により説明いたしますので、説明資料 39 ページをご覧ください。

改正理由につきましては、条例の期限を 3 年間延長する改正です。

改正内容につきましては、新旧対照表で説明いたします。

第 3 条第 3 項の令和 5 年から令和 7 年度を、令和 8 年度から令和 10 年度とし 3 年間延長するものです。

また、附則第 2 号のうち、期限を 3 年間延長することから、令和 8 年 3 月 31 日を令和 11 年 3 月 31 日に改めております。

議案本文にお戻り願います。

本文につきましては、ただいま説明の内容を条文化したものです。

附則といたしまして、この条例は令和 8 年 4 月 1 日から施行するものとし、経過措置といたしまして、この条例の施行日前に改正前の津別町起業等振興促進条例第 3 条の規定により指定を受けた者に係る補助金については、従前の例によるものとするものであります。

以上、議案第 7 号の内容について説明申し上げましたので、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

(「なし」の声あり)

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 7 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 8 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 18、議案第 8 号 津別町公の施設に係る指定管理者の指定について、津別 21 世紀の森キャンプ場を議題とします。

内容の説明を求めます。

産業振興課調査。

○産業振興課長補佐（渡辺 新君） ただいま上程となりました、議案第 8 号について内容を説明申し上げます。

資料はございません。

津別町公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例に基づき、これまで指定管理を行っている施設のうち、本年 3 月 31 日で指定管理が到来する施設につきまして、本年 4 月から引き続き指定管理を行うための提案でございます。

津別町公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例第 6 条、公募によらない指定管理者の候補者の選定等により、町長は施設の性格、規模、機能等を考慮し、設置目的を効果的かつ効率的に達成するため、地域等の活力を積極的に活用した管理を行うことにより、事業効果が相当程度期待できると思慮する時には、公募によらず

津別町が出資している法人または公共団体、もしくは公共的団体を指定管理者の候補者として選定することができることあり、今回提案する施設につきましては、この規定に該当するものであります。

先般、２月４日に指定管理者選定委員会が開催され、審議の結果、引き続き指定管理者とすることが了承され、選定されたところでございます。

議案をご覧ください。

施設の名称につきましては、津別町公園条例に規定されております施設であります、津別町字豊永 127 番地ほか、津別 21 世紀の森キャンプ場。

指定管理者の名称等は津別町字幸町 41 番地、株式会社津別町振興公社 代表取締役佐藤多一であります。

指定期間につきましては、令和 8 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日までの 3 年間とするものであります。

以上、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求めるものでありますので、ご承認賜りますようお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 8 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 9 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 19、議案第 9 号 津別町公の施設に係る指定管理者の指定について、津別グレステンスキー場を議題とします。

内容の説明を求めます。

生涯学習課長補佐。

○生涯学習課長補佐（坂井隆介君） ただいま上程となりました、議案第 9 号について説明いたします。

説明資料はありません。

グレステンスキー場の指定管理期間が令和 8 年 3 月 31 日をもって終了するため、公の施設の管理を行わせる指定管理者として指定することについて、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求めるものです。

施設の名称は、津別町字共和 130 番地 1、津別グレステンスキー場であります。

指定管理者の名称等は、津別町字幸町 41 番地、株式会社津別町振興公社 代表取締役佐藤多一であります。

こちらに関しましては、2 月 4 日に行われました公の施設に係る指定管理者選定委員会で審議され、公募によらない指定管理の候補者として選定されたものでございます。

指定の期間は、令和 8 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日までの 3 年間であります。

以上、説明とさせていただきます。

ご承認賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 9 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 11 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 20、議案第 10 号 津別町過疎地域持続的発展町村計画の策定についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

住民企画課長。

○住民企画課長（迫田 久君） ただいま上程となりました、議案第 10 号についてご説明申し上げます。

過疎地域対策は、昭和 45 年に特別措置法が制定された以降、時限により延長が図られてきたところでございます。現行の過疎地域持続的発展の支援に関する特別措置法は、令和 3 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日までの期限で施行されているところでございます。

同法は、過疎地域の課題を解決する動きを加速させ、自立に向けて過疎地域における持続可能な地域の形成および地域資源等を活用した地域活力の更なる向上が実現するよう取り組むことが重要との趣旨のもと、全会一致の議員立法により制定されております。

今般、現行の計画の満了期に伴い、お配りしております別冊のとおり令和 8 年から令和 12 年度までの 5 年間の津別町過疎地域持続的発展市町村計画を策定するものでございます。

策定にあたりましては、計画策定に関する北海道からの通知に基づき作業を進め、これまで北海道と事前協議を実施の上、協議を行いまして、北海道知事から同意通知がありましたことから、法第 8 条第 1 項の規定に基づき議会の議決をいただき計画を定めるものでございます。

なお、今回制定いたしました市町村計画案は、もともになっております特別措置法が変更したわけではないことから、基本的には、統計調査等による数字を更新および現状にあわせた若干の文言の変更にとどまり作成しております。

別冊の津別町過疎地域持続的発展市町村計画をご覧ください。1枚めくりまして目次がございますが、1番目の基本的事項から、もう1枚めくりまして、14、事業計画、過疎地域持続的発展特別事業分までを順次まとめているものでございます。個々の内容につきましては、説明は割愛させていただきます。

以上、説明させていただきましたので、ご承認いただきますようお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第10号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり設定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第11号

○議長（鹿中順一君） 日程第21、議案第11号 令和7年度津別町一般会計補正予算（第8号）についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

税務財政課長補佐。

○税務財政課長補佐（小西美和子さん）　ただいま上程となりました、議案第 11 号についてご説明申し上げます。

今回の補正の主な内容につきましては、財政調整基金、地域振興基金等への積立金の増額、産地生産基盤パワーアップ事業の追加、事業の完了および事務事業の精査による減額が主なものとなります。

補正予算の条文をご覧ください。

第 1 条につきましては、第 1 項で歳入歳出予算に、それぞれ 3 億 4,987 万 5,000 円を追加し、補正後の予算総額を 98 億 8,043 万 4,000 円とするものです。

第 2 項および第 2 条以降につきましては、後ほど説明いたします。

はじめに、給与費についてですが、時間外業務の増加による手当の増額など、各科目で給与費の精査をしています。

一般会計全体では、職員手当等で 224 万円の増額、共済費で 3 万 9,000 円の増額で合計では 227 万 9,000 円の増額となります。

特別会計および企業会計を含めた全会計では、合計 263 万 9,000 円の増額です。

事項別明細書は歳出から説明しますので、7 ページから 8 ページをご覧ください。なお、給与費につきましては、先に説明したとおりですので、各科目における説明は割愛させていただきます。また、事業完了等による精査や軽微な内容の補正につきましても一部説明を割愛させていただきますので、ご了承願います。

款 2 総務費、項 1 総務管理費、目 1 一般管理費、総務管理経費は郵送料に不足が見込まれることから 283 万 5,000 円の増額です。

目 3 財政管理費の財政調整基金積立金および次ページになりますが、減災基金積立金は剰余金の積立で、それぞれ増額です。

目 5 財産管理費、庁舎等維持管理経費は暖房用燃料費等に不足が見込まれることから 116 万 2,000 円の増額です。町有建物等維持管理経費は旧津別保育所の電気料の不足見込みで 60 万円の増額です。

項 2 地域振興費、目 1 企画総務費、地域振興基金積立金は剰余金の積立で 4,440 万 9,000 円の増額です。

11 ページから 12 ページをご覧ください。

下段の款 3 民生費、項 1 社会福祉費、目 1 社会福祉総務費、次ページになります。
障害者総合支援事業経費は介護給付費・訓練等給付費および障害児給付費の利用人数の増や、一部利用者の認定区分重度化に伴い 1,767 万 8,000 円の増額です。

介護保険事業特別会計繰出金は、給与費および施設介護サービス給付分の事務費繰出金で 594 万 4,000 円の増額です。重層的支援体制整備事業は過年度事業超過交付返還金で 198 万 8,000 円の増額です。

目 5 老人福祉費、介護サービス支援事業は、いちいの園およびデイサービスセンターの設備修繕に係る補助金で 88 万 5,000 円の増額です。福祉寮管理経費は、暖房用燃料等の不足見込みから 30 万 2,000 円の増額です。

15 ページから 16 ページをご覧ください。

福祉寮運営経費は、代替寮母の出勤日数の増に伴い 21 万 9,000 円の増額です。

項 2 児童福祉費、目 1 児童福祉総務費、子ども・子育て支援事業は公定価格単価が遡及増額改定されたことから、認定こども園運営費負担金で 722 万 8,000 円の増額です。

款 4 衛生費、項 1 保健衛生費、17 ページから 18 ページになります。中段下の目 5 公衆浴場費、公衆浴場管理経費は、給湯用燃料費の取得見込みで 46 万円の増額です。

款 6 農林業費、項 1 農業費、目 3 農業振興費、産地生産基盤パワーアップ事業は次ページにわたりますが、加工馬鈴しょの労働生産性向上を目的とした、機械リース導入に対するトンネル補助で 4,072 万円の増額です。

目 4 振興事業費、農業水路等長寿命化・防災減災事業は恩根 2 地区の送水管更新に係る測量設計業務委託料で 680 万円の増額です。

目 5 畜産業費、畜産振興対策事業は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の対象事業としている堆肥利用促進臨時支援金給付事業について、対象販売量が想定よりも増加見込みであることから 160 万円の増額です。

21 ページから 22 ページをご覧ください。下段の款 8 土木費、項 2 道路橋梁費、次ページになります。中段の目 3 道路橋梁新設改良費、町道整備事業は、町道 2 号線歩道新設工事について令和 8 年度への繰越額確定による精査等で 2,586 万 4,000 円の減額です。

25 ページから 26 ページをご覧ください。

款 10 教育費、下段の項 2 小学校費、目 1 学校管理費、次ページになります。小学校施設管理経費は暖房用燃料費の不足見込みにより 153 万円の増額です。

歳出については以上です。

次に、歳入の説明をいたしますので 3 ページから 4 ページをご覧ください。

款 10 地方交付税は、普通交付税の本年度の交付額に基づき 2 億 9,964 万 7,000 円の増額です。

款 14 国庫支出金、項 1 国庫負担金、目 1 民生費国庫負担金は、歳出で説明の障害者総合支援事業経費に係る負担金で増額です。

項 2 国庫補助金、目 2 民生費国庫補助金、施設型給付費は認定こども園運営費に係る公定価格の遡及改正に伴う増額です。

目 3 衛生費国庫補助金は、健康管理システム改修に係る補助金の増額です。

目 5 教育費国庫補助金、学校施設環境改善交付金は、給食センター施設整備事業に係る補助金で、配分基礎額の増に伴い 159 万円の増額です。

款 15 道支出金、項 1 道負担金、目 1 民生費道負担金は、国庫負担金と同様の理由による増額です。

項 2 道補助金、目 2 民生費道補助金、施設型給付費は国庫補助金と同様の理由による増額です。

目 4 農林業費道補助金、産地生産基盤パワーアップ事業および次ページになります。農業水路等長寿命化・防災減災事業は歳出で説明の同事業に係る補助金で、それぞれ増額です。

目 6 商工費道補助金、地域づくり総合交付金は、森の健康館整備事業で実施のサウナ改修工事に係る補助金の増額です。

款 20 諸収入、項 4 雑入、目 5 過年度収入は、令和 6 年度重層的支援体制整備事業交付金の交付額確定に伴う増額です。

款 21、項 1 町債、目 1 総務債の確定申告受付支援システム導入事業および次世代オフィスソフト導入事業は、デジタル活用推進事業債の対象見込みとなることからそれぞれ増額です。

目 3 農林業債、農業水路等長寿命化防災減災事業は、同事業の町負担分を対象として一般補助施設整備等事業債の最終協議を行うことから 300 万円の増額です。

目 4 土木費、町道 187 号線ほか道路改良事業は、工事に伴い発生した水道移転補償金を対象として、過疎債の最終協議を行うことから 210 万円の増額です。

目 7 民生費、介護支援システム導入事業は、デジタル活用推進事業債の対象見込みとなることから 170 万円の増額です。

その他の減額補正の事業は、事業費精査による補正となります。

歳入の説明は以上です。

補正条文にお戻りください。

第 1 条第 2 項につきましては、ただいま事項別明細書で説明いたしました内容を、第 1 表のとおり款項区分ごとに整理したもので、第 1 項の補正額および予算総額となるものです。

第 2 条は繰越明許費の補正で、第 2 表繰越明許費補正のとおり追加が 4 件です。

森の健康館整備事業については、12 月補正で計上いたしました無線 LAN 配線工事、先ほど増額の説明をいたしました、産地生産基盤パワーアップ事業および農業水路等長寿命化防災減災事業、事務組合負担金は消防本部通信指令施設整備事業に係る負担金となります。

変更は 1 件で町道整備事業の町道 2 号線歩道新設工事に係るものです。

第 3 条は地方債の補正で、第 3 表地方債補正のとおり追加が 3 件、変更が 7 件で補正後の限度額合計を 20 億 6,850 万円とするものです。

以上、内容について説明いたしますので、ご承認くださいますようお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 11 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩をします。

休憩 午後 1 時 56 分

再開 午後 2 時 5 分

○議長（鹿中順一君） 休憩を閉じ再開します。

◎議案第 12 号

◎議長（鹿中順一君） 日程第 22、議案第 12 号 令和 7 年度津別町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

保健福祉課長。

◎保健福祉課長（仁部真由美さん） ただいま上程となりました、議案第 12 号についてご説明をいたします。

補正の内容は歳入の特別交付金、国民健康保険基金繰入金の精査、また、歳出の葬祭費の増額のための補正となります。

補正条文です。第 1 条第 1 項として、歳入歳出予算の総額に、それぞれ 9 万円を追加し、歳入歳出予算の総額 6 億 3,075 万 6,000 円とするものです。

第 2 項につきましては後ほどご説明いたします。

歳出から説明いたしますので、5 ページ、6 ページをお開きください。

款 2 保険給付費、項 5 葬祭諸費、目 1 葬祭費は、今年度においては該当者が 1 月時点で当初見込み人数に達してしまったことによる補正で 9 万円の増額です。

続いて歳入になります。

3 ページ、4 ページにお戻りください。

款 2 道支出金、項 1 道補助金、目 1 保険給付費等交付金は、保険者努力支援分特別調整交付金の交付見込み額の精査による補正で、862 万 1,000 円の減額です。

款 4 繰入金、項 2 基金繰入金、目 1 国民健康保険基金繰入金は特別交付金と葬祭費の補填分で 871 万 1,000 円の増額です。

補正予算の条文にお戻りください。

第 1 条第 2 項の第 1 表につきましては、ただいまご説明いたしました歳入歳出予算の内容を款項の区分ごとに整理したもので、補正総額については第 1 項の内容となるものでございます。

以上、ご説明いたしましたので、ご承認いただけますようよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 12 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 13 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 23、議案第 13 号 令和 7 年度津別町介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号）についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

保健福祉課長補佐。

○保健福祉課長補佐（兼平昌明君） ただいま上程となりました、議案第 13 号についてご説明申し上げます。

補正の理由につきましては、職員手当等および保険給付費の支出増に伴う増額補正ならびに一般会計からの繰入金の補正に対して増額補正をするものです。

補正条文をご覧ください。

第 1 条第 1 項として、歳入歳出予算の総額 594 万 4,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 6 億 8,943 万 2,000 円とするものです。

第 2 項につきましては、後ほどご説明いたします。

はじめに歳出から説明いたしますので、5 ページ、6 ページをお開きください。

5 ページ款 1 総務費、項 1 総務管理費、目 1 一般管理費の給与費は、時間外の支出増に伴い 30 万円の増額です。

款 2 保険給付費、項 1 介護サービス等諸費、目 2 施設介護サービス給付費については、施設介護サービス給付費の支出増に伴い 564 万 4,000 円の増額です。

続いて歳入をご説明いたします。

3 ページにお戻りください。

款 6 繰入金、項 1 一般会計繰入金、目 1 介護給付費繰入金は、歳出にて説明いたしました施設介護サービス給付経費への充当分として 564 万 4,000 円の増額です。

目 4 その他一般会計繰入金は、歳出にて説明しました給与費への充当分として 30 万円の増額です。

最初の補正条文にお戻りください。

第 1 条第 2 項につきましては、ただいまご説明いたしました補正額を次ページの第 1 表で款項ごとに整理したものです。

以上、ご説明申し上げましたので、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 13 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 14 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 24、議案第 14 号 令和 7 年度津別町簡易水道事業会計補正予算（第 5 号）についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

建設課長補佐。

○建設課長補佐（土田直美さん） ただいま上程となりました、議案第 14 号についてご説明申し上げます。

第 2 条業務の予定量につきましては、主な建設改良事業の上里浄水場紫外線滅菌装置設置工事ほか 3 件の事業が発生したことによる精査となります。

第 3 条収益的収入及び支出における収入につきましては、水道事業収益を 1,095 万 9,000 円減額し 2 億 3,146 万 2,000 円とし、支出の水道事業費用を 3 万円増額し、2 億 1,519 万 7,000 円とするものです。

第 4 条資本的収入及び支出における収入につきましては、資本的収入を 2,241 万円減額し 2 億 9,034 万 5,000 円とし、支出の資本的支出を 2,144 万 1,000 円減額し、3

億 4,328 万 7,000 円とするものです。

3 ページをご覧ください。

収益的収入及び支出の支出につきましては、款 1 水道事業費用、項 1 営業費用、目 4 総係費につきまして、時間外手当の増額により 3 万円の増額です。

収入につきましては、款 1 水道事業収益、項 1 営業収益、目 3 その他の営業収益は、審査手数料の精査により 9 万 9,000 円の増額。

項 2 附帯事業収益、目 2 小水力売電収益は、売電収益の実績にあわせ 38 万 9,000 円の増額。

項 3 営業外収益、目 2 他会計繰入金は、繰入基準としている企業債利息の変動があったため、1,144 万 7,000 円の減額です。

4 ページをご覧ください。

資本的収入及び支出における支出につきましては、款 1 資本的支出、項 1 建設改良費、目 1 配水施設設置費は委託料および工事請負費ともに事業精査によるもので、602 万 8,000 円の減額。

目 2 メーター設置費は、量水器および工事請負費ともに事業精査によるもので 1,541 万 3,000 円の減額です。

収入につきましては、建設改良費の減額に伴う企業債、補助金および工事負担金の減額となります。

5 ページはキャッシュ・フロー計算書となります。

今回の補正で最下段の資金期末残高につきましては 52 万円の減額となり、6 億 6,034 万 3,000 円となります。

6 ページから 8 ページは貸借対照表です。

今回の補正による主変更は 6 ページの 1 固定資産の有形固定資産が 1,418 万 4,000 円減額し、資産合計が 30 億 9,119 万 6,000 円となります。

7 ページになりますが、固定負債（1）企業債が 1,860 万円減額し、負債合計が 23 億 1,0200 万 3,000 円となります。

条文にお戻りください。

第 5 条は企業債の変更ですが、先ほど資本的収入で説明させていただきました企業

債の変更について、次のページの別表 1 により整理しております。

第 6 条他会計からの繰入金及び補助金につきましては、一般会計繰入金を事業債利子に充てるものを 1,144 万 7,000 円減額するものです。

以上、議案第 14 号の内容について説明申し上げましたので、ご承認いただけますようよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 14 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 15 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 25、議案第 15 号 令和 7 年度津別町下水道事業会計補正予算（第 5 号）についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

建設課長補佐。

○建設課長補佐（土田直美さん） ただいま上程となりました議案第 15 号についてご説明申し上げます。

第 2 条業務の予定量につきましては、主な建設改良事業のストックマネジメント実施設計業務について事業が確定したことによる精査となります。

第3条収益的収入及び支出の収入につきましては、下水道事業収益を82万7,000円減額し5億9,976万9,000円とし、支出の下水道事業費用を203万4,000円減額し4億9,318万2,000円とするものです。

第4条資本的収入及び支出における収入につきましては、資本的収入を784万5,000円減額し1,325万5,000円とし、支出の基本的支出を1,317万7,000円減額し1億111万6,000円とするものです。

3ページをご覧ください。

収益的収入及び支出の支出につきましては、款1下水道事業費用、項1営業費用、目2処理場費は、事業精査により委託料265万1,000円の減額。

目4総係費については、時間外手当が3万円、貸倒引手金が1万4,000円の増額です。

項2営業外費用、目1支払利息及び企業債取扱諸費については、企業債利息の支払い額に変動があり57万3,000円の増額です。

収入につきましては、款1下水道事業収益、項1営業収益、目3その他の営業収益は、審査手数料として9,000円を増額。

項2営業外収益、目1他会計補助金は、事業精査による1万9,000円の増額。

目2国庫補助金につきましても対象となる事業の精査により87万7,000円の減額。

目4雑収益は、前年度消費税の還付に係る加算金として2万2,000円の増額です。

4ページになりますが、資本的収入及び支出の支出につきましては、款1資本的支出、項1建設改良費、目1特環建設改良費および目2個別排水建設改良費は、事業確定による精査のため減額となります。

収入につきましては、款1資本的収入は先ほどの建設改良費の減額に伴うもので、項1企業債が610万円の減額。

項2国庫補助金が154万5,000円の減額。

項3負担金等は20万円の減額となります。

5ページはキャッシュ・フロー計算書になりますが、今回の補正で最下段の資金期末残高につきましては3,127万6,000円の減額となり、1億5,226万2,000円となります。

6 ページから 8 ページは貸借対照表です。

今回の補正による主な変更は、6 ページ、固定資産のうちハの構築物およびニの機械及装置が変更となり、ページ中ほどの有形固定資産合計が 52 億 3,066 万 6,000 円となります。

条文にお戻りください。

第 5 条につきましては、別表 1 企業債補正のとおり企業債の変更を整理したものです。

第 6 条他会計からの繰入金及び補助金について、職員給与費に充てるものを 3 万円増額、企業債利子に充てるものを 86 万 6,000 円増額、その他、下水道事業費に充てるものを 87 万 7,000 円減額するものです。

以上、議案第 15 号の内容についてご説明申し上げましたので、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 15 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎延会の決議

○議長（鹿中順一君） お諮りします。

本日の会議はこれで延会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（鹿中順一君） 異議なしと認めます。

次に、議案調査のため明日3月5日は休会にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（鹿中順一君） 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会し、議案調査のため3月5日は休会することに決定しました。

ここで理事者より発言の申し出がありますので、これを許します。

産業振興課長補佐。

○産業振興課長補佐（渡辺 新君） 発言の機会をいただきありがとうございます。

木質バイオマス地域熱供給事業につきましてご報告申し上げます。

先般開催されました、第1回総務文教常任委員会ならびに第1回産業福祉常任委員会におきまして、木質バイオマスエネルギーセンターによる福祉施設への熱供給についてご協議をいただいたところです。

その際、熱供給先として予定し、これまで協議を重ねてまいりました津別福祉会ケアハウス津別につきましては、施設側において熱供給を受けないとの判断を示され、その通知があったことから、町としても施設に対する事業当初による熱供給を断念する旨をご報告したところです。

しかしながら、各委員からは町と法人との関係性を踏まえ、町長自ら改めて説明の機会を設け再度協議の場を持つべきとのご意見を頂戴したところです。これを受けまして産業振興課長と私で2月26日に施設を訪問し、施設長に対し委員会での議論結果を踏まえた上で、改めて協議の場を設けていただきたい旨をお願いするとともに、理事長宅を訪問し同様の説明をお願いしたところでございます。

しかしながら、翌27日に施設長より連絡があり、施設としての判断は変わらないこと、また、改めて協議の場を設ける考えはないとの回答を受けたところであります。

その後、昨日３月３日、町長が直接理事長宅を訪問し、再度協議のテーブルについていただきたい旨をお願いしたところであります。その際、施設長とも改めて協議の上、１両日中にその可否についてご回答いただきたい旨、町長から重ねてお願いを申し上げたところであります。現時点では、その回答を受けてはおりませんが、町としては引き続き必要な対応を行ってまいりたいと考えております。

以上、計画につきましてご報告申し上げます。

よろしくお願いします。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） それでは、私のほうからも若干補足させていただきたいと思います。

産福のほうの委員会でもいろいろ議論になりまして、もう１回ケアハウス側と話し合いをもってはどうかというお話がありまして、それで、そうさせていただきますということになりました。それで早速、担当課長、補佐を含めて、向うに日程調整に行って、委員会の意向等々も伝えて説明をしてきたところでありますけど、ちょうど私も出張をしておりましたので、東京に行っておりましたので戻ってまいりまして、返事が、やはり「もう決まったので、元に戻すつもりはない」というようなお話だということでした。それで、このままというわけにもいかないなというふうに思って、昨日、夕方の４時から理事長宅を訪問いたしまして、１時間半ほど２人でいろいろお話をさせていただいたわけです。やはり「理事会で決定したことであるので」ということをずっとお話されていたわけですが、理事の方もこの理事だけではなくて、いろんな理事とか役員を兼ねている方がたくさんおられます。そういうところから、何人か私のほうにも漏れ聞こえてくる部分でいくと、決め方に疑問を持っている方もおられました。ケアハウス側としては理事会全員一致で接続する必要はないと。今、入れたばかりの、少し小ぶりの灯油ボイラーで十分賄えるので、あえて入れる必要はないということで、受けないということによろしいですねということで、一人一人の承諾を取ってやったので、全員一致で入れないということですと。それを覆すことはできませんというようなお話だったんですけれども、先ほど言いましたように、何人かの理事の方とほかの機会で会うこともありまして、そうすると、ああいうふうに言

われると、なかなか「それは違うんじゃないですか」となかなか言いづらいですというお話もされていました。

うちの職員がいろいろ資料を持って理事会で説明した時も、職員から聞くと、「それはいいことじゃないですか」というお話もされていた理事さんもおられたということを知っておりますので、てっきりそういう方向でいくんだろうなというふうに認識していたところですけども、なかなか受けていただけないという状況です。

もう一度お話をなんとかもっていただきたいと。テーブルに、もう1回ついてもらえないかということでお話を、いろいろ雑多な話がたくさん出たわけなんですけれどもお話をし、そのテーブルにつく、つかないというのは、そんなに結論を出すのに1カ月も2カ月もかかるわけではありませんで、できることであれば、もう一度、理事会にかけるようなことになるのかもしれませんが、その前にもう一度こちらのことを聞いていただける場所を設定していただけるかどうか、それは1両日中に連絡していただけないかと、いいよ、あるいはやはりできないということになるのかもしれませんが、そんなところでお話を終えたところです。職員間の相手側との過去のいろんな理解不足といいますか、そういったこともちらほらと出ていたんですけれども、しかし全体としては今、再エネの、町の取り組みというものに対して、理事長は理解をしておりました。そうであれば、一度話し合いについてももらえないかということで繰り返しそういうお話になったわけなんですけれども、やはりみなさんと協議してみないと、私としてはボランティアでやっている理事長なので簡単には言えないというお話もあったんですけれども、やはりそうであっても理事長は理事長として、その津別福祉会のトップですので、私も町のトップとして、トップに対してお話をしに来ましたと。ですから、こういきましょう、ああいきましょうというのは、その中で私にご返事いただけないでしょうかということで、再度お願いをして帰ってきたところです。

これは余談なんですけれども、今朝決裁があって、その中の一つに福祉有償運送の協議会の開催の関係なんですけれども、今回、期間が切れるということで、あと3年延ばすのに、来年から3年間ということで、その期間だけのお話なものですから書面決議でお願いして、各委員さんに連絡に行ったそうなんですけれども、結果として福

社会だけ要綱に書面決裁の項目が載っていないので合意できないということでまいりまして、そこまでそうなるのかなというふうな感じをちょっと受けたわけなんですけれども、いずれにしましても、できればまたスタートラインにでも戻して、まだもう少し間に合う、これから実施設計をする上でもまだ十分間に合いますので、期待も少し込めながら返事を待っていきいたいというふうに思っているところです。

以上です。

○議長（鹿中順一君） ただいまの件につきまして、何かご意見があればお願いします。

4番、山内彬君。

○4番（山内 彬君） 今、話を聞いて、委員会のほうでもお受けしたんですけども、我々町のほうの説明では何かスッキリしないというか、どこに原因があってそういうふうになったのかわからないと。町のほうの条件と受ける側のケアハウスのほうのおそらく食い違いがあったと。食い違いについては町の条件が厳しかったのか、受ける側としては負担を被るとか、そういう話の具体的な話は一切無いので、我々も非常に大きな問題なんですけども、すっきりしないところで今予算のほうに向かっております。やはりきちっと、どういうことでケアハウス側の条件を町が飲めなかったのか、そういうことが全くわからないところで、町のほうで相手側と話をするのはいいんですけれども、議会のほうにもきちんと明らかにしていただきたいというふうに思います。

○議長（鹿中順一君） 産業振興課長補佐。

○産業振興課長補佐（渡辺 新君） ただいまのご意見についてお答えいたします。

これまでお示しするものはもちろんございまして、町からケアハウスに対する今回の熱供給に対する条件というのは示しておりまして、基本的には今回、施設に熱供給するにあたって、ケアハウスにつきましては内部の施設も含めまして町が施設を整備するという内容となっております。

これまでボイラーを管理しながら施設を運営していかなきゃいけないというものが、全て熱を供給して、ワンタッチといいますか、パネルを使えば熱を出せるような形になります。そこは単純なんですけど、ただ施設としましては共通部分と、あと切り離し

て各個室はあくまでも化石燃料を使っているということで、その部分の利用者の化石燃料の負担というものが、今、大口の石油購入者として立っているところが不明確であると。そういったところにつきましても、町はきちんとそういったものは計算して利用者様にも負担がないようにというふうな話をこれまでしているところです。その2点が非常に大きいところかと思います。

当然、もちろん利用する熱量につきましても、その都度、化石燃料の料金とバイオマスによる熱の料金を比較しながら、絶対にその利用者、施設にはそういった負担がないようにというようなことを、再三これは説明してきているところです。

私たちは、この内容が手前味噌になりますが、施設にとって悪いものではないというふうにこれまで認識して都度説明してきてはいるところです。ただやはり、これまでの説明と繰り返しになりますが、やはりその部分がどうしてもバイオマスというものに対する、この間、理事長のところに訪問した時に、理事長からはバイオマスの良さというものは当然わかっているし、それはいいことだというのはわかっている。ただ、そこをやっぱり施設の運営と天秤にかけた時に、そういった不安というものがちょっと残ってしまうというのはやっぱりあると。なので今回はやっぱりできなかったんだという説明は受けているところです。

私たちは、これまでも、そういった言ってしまうと町と福祉会のつながりの中で、さまざまな課題といいますか、お互い、やっぱり議論を深めていかないとならない部分があるという認識をしていて、ただ今回、私たちが訪問する際は、そういったものから切り離して、きちんと、あくまでも私たち、産業振興課が訪問する際にはバイオマスの利用について協議したいという話で、ほかの問題とは切り離して説明というか協議をしているということでございますので、その中で、ちょっとどうしても理解が得られなかったのは原課としては非常に苦渋の決断ではございましたが、議論を重ねた中で、そういった回答を得たといった経緯でございます。

よろしくお願いします。

○議長（鹿中順一君） 4番、山内彬君。

○4番（山内 彬君） 町長は、委員会の席でも、町としてはいい話だと。それにケアハウス側は受け入れなかったのは、ちょっと不思議だという発言をされていたんで

すけども、すっきりしないのは、町が例えばいい話でいったとしても、相手側がなぜ拒否したのか、それあたりが具体的に見えないものですから、その折り合いが町として例えばつかないのか。町が強引に、町の考えだけで何とか説得していくというようなことなのか、それあたりがどうも我々話を聞いて判断できないなということなので、ケアハウスの経営上、非常に困るので、例えば導入することによって入居者の負担が増えるとか、施設側の管理費が極端に増えることなのか、全くそれあたり具体的に説明していただかないとわからないので、相手と話をするのもいいんですけども、議会側にもきちっとわかりやすい理解ができるように説明していただきたいなと。

担当のほうは、バイオマスでいい事業だからという熱意はわかるんですけども、やはり施設の管理側としては、お金に絡むことだと思います。これは将来的にわたって管理している以上、受けることなので、その辺り何とか折り合いをつけるようにできればしていただきたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 何で私のほうとしても理解していただけないのかなというのは不思議なんです。施設側の負担というのは無いんですよ。こちらで見るような形になっていますので、その原因というのは何なのかというのは、こちらとしても非常に不思議に思っています。時々話の中で、「ここが不安だ」「あそこが不安だ」ということが言われたりしたんですけども、昨日戻って確認すると、「それは、もう前から伝えています」と、「こういうことで、それに対してはこうです」ということでお話をしていますということですから、ちゃんと聞いていただけているのかどうかちょっと不安になってきたんですけども、いずれにしても、どう言ったらいいのですかね、理解をしていただくために、まだ払拭できないものがあるのであれば、もう1回話しませんかということで、そのテーブルを設けていただきたいということでお話をさせていただいています。

両委員会の中でもお話をしましたけれども、向こうで必要ないという理由の中に、4項目ありまして、その4項目については話していないのかということ、それを担当課に聞くと、「いつ行った時に、こういう話はきちんと話をしています」とか、さまざま聞くと、どんなふうになっているのかなというのは、ちょっと不思議に思ったんです

けど、であれば、もう元に戻って疑問になるところ、これはこうなりますよね、これはこうですよねということで、話を元に戻して進める機会を持っていただけませんかということで、今、頼んでいるところです。

向こうのほうでお話された中で、そういうふうにしたとしても、向こうの負担がなしということで決まったとしても、人が変われば、また変わってくるんじゃないかというような話も出てきたんですけれども、それは覚書なり協定書なりをとればいいわけですし、そのことも担当課に話すと、その覚書的なものはきちんととりましょうと言ってありますということです。どうも先が進まないというのが実情です。

そもそも今のエネルギーセンターの建設というのは、特養の建設を契機に始まったわけなんですけれども、同じ特養でも、今の所、これから建つ所はケアハウスの横ですけれども、そこに建つことによって、そこには場所が決定したことによって出てきた話なんですよね。もう一つ、今の保育所の跡、そこか今の所か、どちらかを希望を出してもらえれば、どちらでも用意ができますよというお話はさせていただいて、保育所の所に建てると面積が非常に足りないというようなこと、それから隣の老人クラブとのいろんなやり取りの話もお話させていただいたと思いますけれども、そんな関係もあって、あそこは断念して今のケアハウスの横に決めたわけなんですけれども、仮に保育所の所に建っていたとしたら、エネルギーセンターの話は多分なかったのかなというふうに思います。せつかく今の所、これから予定している所に建つのであれば、既に三つの福祉施設があるので、そこでも供給できれば、それに越したことはないということで話を進めてきた内容であります。

一つだけ違うのは、三つの福祉施設の中で、二つはいわゆる民間のところで経営をされているところです。津別だけではなくて、北海道内でもあちこちで展開をしている施設、経営者であります。津別福祉会の場合は、これは公設民営で町が建てて、そして地元の人たちによって法人をつくってもらって、そして、よろしくお願いしますということで、当時、高瀬町長の時に始まった内容です。仮に、その時に今みたいにエムリンクさんとか、あるいは恵和福祉会さんが既に津別に入っていたら、こちらのほうもお願いできませんかというお話も、きっとその時にはあったのではないかなというふうに思いますけれども、特養も自前でやっておりましたので、まだ民間が入

ってくるという状況ではありませんでしたので、結果的には町の方たちの努力によって運営されているものですから、そういう生い立ちから言うと、その所に将来、建て替えたとか、修繕だとか、さまざまなことがこれから老朽化して出てくるかと思いますが、当然、それは知らないという話には、町としてあるわけありませんから、それらも含めて考えていただくと、関係性はそんなに悪いものではないので、ご理解いただきたいなというふうに思って、もし足りないものが何かあるというのであれば、お話ししていただければ、こちらのほうでは検討する余地は十分にありますので、そういうことを、まずテーブルについていただいけませんかということを、今お話をさせていただいているところです。

○議長（鹿中順一君） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） それでは、ただいまの件につきましてはご了承願います。

◎延会の宣告

○議長（鹿中順一君） 本日は、これで延会します。

それでは、再開は3月6日、午前10時となります。

ご苦労さまでした。

（午後 2時47分）

上記会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

津別町議会議長

署名議員

署名議員